

平成26年2月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成26年3月6日（木）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、委員各位に申し上げます。

さきの事前委員会において大西委員より、海岸保全基本計画の改定に関しては、4課にまたがっていることから、窓口を決めていただき、防災対策上、事業着手までの期間をもっと短くするということについて検討をしていただきたいとの御発言がありました。この件について、直ちに有持副委員長とともに、関係4課から説明聴取を行いました。まず、海岸保全基本計画の改定につきましては、河川振興課が窓口となるとのことであります。次に、事業着手までの期間につきましては、優先順位を検討し、順次、早期に事業化できるよう積極的に取り組むとの方針を確認いたしました。つきましては、ただいま御説明申し上げたとおり、委員長として了承いたしましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出案件について（資料①）

【報告事項】

- 徳島県業務継続計画の改定（案）について（資料②）
- 南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（案）について（資料③④）
- 一般社団法人徳島県助産師会との災害時における医療救護活動に関する協定について

三宅危機管理部長

危機管理部から、2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りいたしております防災対策特別委員会説明資料（その3）を御覧願います。今回、御審議いただきます案件は、平成25年度一般会計補正予算についてでございます。

資料の1ページをお開き願います。一般会計予算でございますが、補正予算の総額は、総括表の左から3列目、補正額の欄の最上段に記載のとおり、4,867万5,000円の減額補

正でございます。補正後の予算額は、7億1,608万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。当部の補正の主な事項につきまして、課別にその概要を御説明申し上げます。

まず、南海地震防災課でございます。防災総務費の摘要欄②、総合情報通信ネットワークシステム運営費におきまして、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業の設計に係る委託料の請け差などにより、南海地震防災課全体で6,185万円の減額補正を計上いたしております。

次に、消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費における消防防災ヘリコプターの修繕費の増加などにより、消防保安課全体で870万2,000円の増額補正を計上いたしております。

15ページをお開き願います。繰越明許費についてでございます。とくしまゼロ作戦緊急対策事業につきましては、9月定例会で大幅な増額補正を認めていただきまして、現在、市町村において鋭意対策を進めているところでございます。このうち、津波避難場所の整備に関し、工法の検討や関係機関との調整に不測の日時を要したことなどから、繰越しをお願いするものでございます。この事業により、南海地震防災課全体で8,700万円の繰越しを計上いたしております。今後、対策の早期完成に向けまして、各市町村においてはしっかりと取り組んでいただくとともに、県におきましても積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、25ページをお開き願います。債務負担行為についてでございます。徳島県立南部防災館の管理運営協定につきましては、消費税増税分に対応するため、平成27年度までの期間で、限度額80万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては以上でございます。

この際、2点御報告をさせていただきます。

まず1点目は、徳島県業務継続計画の改定（案）についてでございます。お手元に御配付の委員会資料（その1）を御覧願います。

本県では、全国に先駆け、平成20年3月に徳島県業務継続計画を策定いたしております。資料上段の改定の趣旨欄等に記載のとおり、今回の改定は、東日本大震災から得た教訓や最大クラスの地震・津波を想定した本県独自の津波浸水想定、被害想定などを踏まえまして、①職員は生きる、②県民を助ける、③そのために備えるを三つの基本方針とし、現行計画を南海トラフ巨大地震編として見直すものであります。

資料中段の主な改定のポイントを御覧願います。1の職員参集手順の見直しの欄のとおり、職員は、まず率先避難を行い、勤務庁舎だけでなく、最寄りの庁舎に緊急参集すること、参集できない場合には、被災者の救出・救助活動に参画することなど、職員参集手順を見直し、2の非常時優先業務の整理の欄のとおり、地震発生後三日間は、県民の生命・身体・財産を守ることに専念するため、県が実施すべき非常時優先業務の整理を行っております。

また、3の災害対策本部体制の強化の欄のとおり、指揮命令・機能の明確化を図りまして、新たな災害対策本部体制の下、甚大な被害が想定される南部圏域を西部圏域がバックアップすることとし、本庁舎が使用できない場合に備えまして、防災センター、西部総合県民局美馬庁舎を代替施設に規定するなど、災害対策本部体制の強化を図ってまいります。さらに、4の応援・受援体制の整理の欄のとおり、関西広域連合や鳥取県、中四国各県、民間事業者などとの協定に基づき、応援を前提とした業務の継続に向け、応援・受援体制の構築に努めてまいります。なお、東日本大震災から3年となる3月11日に、危機管理会議を開催し、計画を改定したいと考えております。職員研修や防災訓練などを通して、職員一人一人が、南海トラフ巨大地震発生時における県民生活への影響を最小限にとどめるよう全力で取り組んでまいります。

2点目は、南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（案）についてでございます。委員会資料（その2）を御覧願います。

南海トラフ地震等に対応した備蓄体制を構築するため、県と市町村とで構成する災害時相互応援連絡協議会におきまして、県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた備蓄方針を今年度策定し、南海トラフ巨大地震被害想定を基に、命に直結する水・食料を中心に、5年間の計画期間で着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

物資の確保のイメージでございますが、資料中段のイメージ図を御覧願います。国や関西広域連合等から支援物資が届くまでの期間を三日程度と想定し、その三日間の物資を住民、市町村、県で確保することといたしております。県の備蓄に関しましては、流通備蓄を基本といたしますが、緊急時に迅速に供給できるよう食料及び飲料水の県備蓄目標量の10パーセントを現物により備蓄するとともに、アレルギー対応の食料及び粉ミルクを三分現物備蓄するため、平成26年度当初予算におきまして、備蓄物資整備事業として予算要求をさせていただいたところでございます。このほか、災害時に必要な慢性疾患治療薬をはじめとする医薬品等につきましても盛り込みまして、安全安心・実感とくしまの推進に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

小谷保健福祉部長

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。保健福祉部関係で、総括表の2段目でございますように、7,546万4,000円の減額補正をお願いいたしております。補正後の予算総額につきましては、27億7,755万1,000円となっております。財源につきましては、内訳欄に記載のとおりでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。課別主要事項でございます。

まず、医療政策課の摘要欄①のイ、広域災害医療体制整備事業費412万5,000円の減につきましては、県立三好病院の災害医療設備に関する補助金の額の確定に伴うものであります。

また、地域福祉課の摘要欄①のア、災害救護対策費450万5,000円の減につきましては、災害救護資金貸付金の減額を行うものであります。

続きまして、こども未来課の摘要欄①のア、保育所整備事業費補助金9,099万7,000円の減につきましては、保育所整備事業費の額の確定に伴い、減額をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。障がい福祉課の障がい者福祉費の摘要欄②のア、障がい者施設の安全・安心対策推進事業費2,806万円につきましては、国の補正予算を活用し、事業者のスプリンクラー設置費を支援するため、増額補正をお願いするものであります。

16ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

医療政策課の医療衛生費につきましては、県立三好病院の耐震整備等の工事完了予定が、次年度になる見込みでありますことから、2億6,100万円の繰越しをお願いするものであります。

こども未来課の児童福祉施設整備事業費につきましては、民間保育所の耐震化の工事の完了予定が、次年度になる見込みでありますことから、5億6,062万円の繰越しをお願いするものであります。

また、障がい福祉課の社会福祉施設整備事業費につきましては、障がい者施設の耐震化及びスプリンクラー設置の工事完了予定が、次年度になる見込みでありますことから、1億6,917万8,000円の繰越しをお願いするものであります。その下の児童福祉施設整備事業費につきましては、障がい児入所施設あさひ学園の新施設整備工事の完了予定が、次年度になる見込みでありますことから、3億4,327万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

提出案件の説明は以上であります。

続きまして、この際、1点御報告申し上げます。資料は用意いたしておりませんが、一般社団法人徳島県助産師会との災害時における医療救護活動に関する協定についてでございます。

妊産婦や乳幼児につきましては、災害発生時には災害時要援護者として捉えられ、災害情報の把握や避難行動、また避難生活支援など、特別に配慮が必要となってまいります。このため、母子に寄り添う専門職として活動を行っておられる一般社団法人徳島県助産師会と災害時における医療救護活動に関する協定を、来る3月11日に締結することといたしました。妊産婦の方や乳幼児にも配慮した、よりきめ細やかな災害時の支援体制を整えることによりまして、災害時要援護者対策の更なる充実を図ることといたしております。

報告は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

吉田農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページを御覧ください。農林水産部関係でございますが、一般会計歳入歳出予算総括表の上から3段目の農林水産部の補正額の欄に記載

のとおり、26億2,984万3,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、81億8,185万3,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりであります。

6ページを御覧ください。農林水産部関係の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、水産課であります。2段目の漁港建設費では、国庫補助事業費の確定による減額、それから3段目の漁港施設災害復旧費では、大規模な災害が発生しなかったことにより減額をお願いするものであります。以上、水産課合計といたしましては、補正額欄に記載のとおり、2億7,650万円の減額となっております。

次に、農村振興課でございます。6段目の農地調整費では、摘要欄①の地籍調査費におきまして、国の補正予算に対応し、増額をお願いいたしております。農村振興課合計といたしましては、補正額欄に記載のとおり、4億728万円の増額となっております。

次に、農業基盤課であります。8段目の土地改良費では、国庫補助事業費の確定による減額、9段目の農地防災事業費、最下段の農地及び農業用施設災害復旧費及び、次の7ページでございますが、1段目の耕地海岸施設災害復旧費につきましては、大規模な災害が発生しなかったことなどにより減額をお願いいたしております。以上、農業基盤課合計といたしましては、補正額欄に記載のとおり、13億1,078万9,000円の減額となっております。

次に、森林整備課関係であります。3段目の林道費では、国庫補助事業費の確定による増額、4段目の治山費から7段目の治山施設災害復旧費(土木施設)までにつきましては、大規模な災害が発生しなかったことなどにより減額をお願いいたしております。以上、森林整備課合計といたしましては、補正額欄に記載のとおり、14億4,983万4,000円の減額となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。繰越明許費でございます。11月補正で御承認いただきました以外の事業につきまして、追加分といたしまして、繰越しをお願いするものでございまして、水産課ほか3課の10の事業につきまして、翌年度繰越予定額の合計といたしましては、最下段に記載のとおり、10億3,470万5,000円となっております。

次に、18ページを御覧ください。繰越明許費の変更分であります。水産課ほか2課の9事業につきまして、11月補正で御承認いただきました翌年度繰越予定額の変更をお願いいたしております。変更後の翌年度繰越予定額の合計といたしましては、最下段に記載のとおり、40億3,678万7,000円となっております。これらの事業につきましては、地元との調整など計画に関する諸条件から、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず、翌年度に繰越しとなるものであります。今後、鋭意、事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提出案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中内県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表の表の下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では、91億9,949万1,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、177億1,418万7,000円となっております。

2ページをお開きください。特別会計でございます。流域下水道事業特別会計におきましては、表に記載のとおり、財源の変更のみの補正をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。補正予算に係る県土整備部の主要事項につきまして、御説明申し上げます。まず、住宅課におきましては、建築指導費の摘要欄①、建築基準法等施行費の決定に伴う補正など合計で、3億952万8,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。砂防防災課におきましては、災害関連事業費、災害復旧事業費の決定に伴う補正など合計で、88億1,305万9,000円の減額をお願いしております。

10ページをお開きください。運輸政策課におきましては、摘要欄①、港湾海岸保全施設整備事業費の決定に伴う補正など合計で、7,690万4,000円の減額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。このページから14ページにかけては、既に御承認を頂き、事業を実施しております一般会計におけます継続費の変更についてでございます。園瀬橋上部工架設事業、出合大橋上部工架設事業につきましては、それぞれ年割額及び支出状況等を記載してございますが、いずれも平成25年度の進捗に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

19ページをお開きください。このページから23ページまでは繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査しました結果、平成26年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。このうち、20ページにかけては、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、20ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、9億9,103万1,000円となっております。また、21ページから22ページにかけては、一般会計の変更分といたしまして、11月定例会において御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を合わせました補正後の合計は、22ページの最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、132億1,143万2,000円となっております。

23ページを御覧ください。流域下水道事業特別会計におきましては、先議で御承認いただきました事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載しており、変更分を合わせました補正後の額は、1億3,579万5,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限り事業進捗に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、26ページをお開きください。地方債でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

県土整備部関係の提出案件の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### 坂東病院局長

続きまして、病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の27ページをお開きください。病院事業会計の補正予算についてでございますが、1億383万4,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、53億8,666万6,000円となっております。これは、中央病院改築事業費の減額と三好病院高層棟改築等事業費及び海部病院改築事業費の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### 佐野教育長

続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は、総括表の下から3段目にございますように、2億1,397万8,000円の減額となりまして、補正後の予算額は、31億4,193万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

11ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。施設整備課関係でございますが、県立学校の学校建設費におきまして、耐震改修工事等の入札執行残などにより、総額で2億1,129万8,000円の減額をお願いしております。

次に、体育学校安全課関係でございますが、保健体育総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による263万円の減額をお願いしております。

次に、生涯学習政策課関係でございますが、社会教育総務費におきまして、国庫補助事業費の確定による5万円の減額をお願いしております。

24ページをお開きください。繰越明許費でございますが、施設整備課の高校施設整備事業費及び特別支援学校施設整備事業費におきまして、繰越予定額11億6,614万7,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 西岡警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料の1ページをお開きください。まず、警察本部につきましては、一般会計歳入歳出予算総括表の下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、1億3,290万円の減額をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、16億794万9,000円となっております。

ります。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、12ページをお開きください。主要事項につきまして、御説明申し上げます。最初に、警察施設費の摘要欄①の警察署整備事業費8,490万円につきましては、警察署等の耐震改修工事や本部庁舎の防災機能強化事業の確定によりまして、減額をお願いするものでございます。その下の段の運転免許費の摘要欄①の自動車運転免許センター等整備事業費4,800万円につきましては、運転免許センター移転事業の確定によりまして、減額をお願いするものでございます。

警察本部関係は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

西沢委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

大西委員

私のほうからは今、御説明いただきました南海トラフ地震の備蓄方針案について、お尋ねします。新聞にも大きく、これは県土整備委員会で説明された時の記事が載ってますけれども、まず初めに、一応三日分と基本方針の中に入っております。この表でいくと、一日目は、住民の方が持参をして、家庭から備蓄している食料、水を持って来る、あるいは、地域が備蓄している食料、水を使う。二日目は、市町村が備蓄している物を配布する。三日目は、今回整備をするという県の備蓄を使うということで、四日目以降は、国や関西広域連合から届くのではないかとというような想定の手帳でございます。

冒頭に申し上げたいのは、これまで私も、3.11以来、備蓄をしたらどうかとかいうようなことをいろんな所でお願いをしてきたんですけども、やはりこれまでの方針というのは、より身近な市町村が食料の備蓄をすると、こういうような原則を崩さなかったというか、県も備蓄はされておりますけども、その大きな原則の、より身近な自治体、市町村が備蓄をするということは、なかなか原則を崩されなかったというイメージがあるんですけども、この度は、県が直接備蓄をするという方針を打ち出されて、私は、一歩前進というか、県が思い切って、備蓄に対して踏み出していただいたということで、評価をいたしたいと思います。

その上で、今申し上げましたように、その一日目、二日目、三日目、あるいは四日目以降七日目までというようなことで、表を書いてございますけども、これ、ちょっと普通に思いますと、発災した一日目というのは、市町村はじめ、各自治体、団体からの食料等の支援が、なかなか届かないだろうということをこの分厚いほうに書いてあるんですけども、そういうことはあると思うんですよね。それはあると思うんですが、じゃあ、ここに書いてあるように、だから住民お一人お一人が、各家庭で備蓄した物を避難所に持ってきてください、あるいは一時避難場所に持って行って、それを食べてくださいよと、あるいはその地域で、徳島市内であればコミュニティー協議会、町づくり協議会があるんですけども、



コミセンが活動しておりますが、そのコミセンに備蓄した物を食べてくださいよと、一日目は。こういうような前提なんですけど、果たして、一日目に想定している、各家庭で備蓄している食料というのが、南海トラフ地震で津波ということで、沿岸区域の方々がみんな、この想定では20万世帯ですかね、被災すると想定されているこの住民の皆さん方が、各家庭全てが、備蓄ができていう前提であると思うんです。それは、ちょっとなかなか考えにくいと思うんですけども、そこら辺の県の想定、お考えは、どうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

#### 竹岡南海地震防災課長

備蓄基本方針に係る一日目の住民の持参分の備蓄について、どういう考えなのかというお尋ねでございますが、今回、県、市町村の公的備蓄の役割分担及び備蓄目標という形で、この基本方針を定めさせていただいております。基本として、備蓄の考え方といたしましては、住民の方は、まずは災害時には、自らの命を自らが守るということを基本とさせていただいております。これは、自助、共助の理念ということで、この備蓄基本方針にもその旨、定められておまして、県では、これまで地域防災計画でも、三日間程度の家庭内備蓄を推奨といたしますか、お願いをしてきたところでございます。

今回、南海トラフ巨大地震ということで、甚大な被害が想定されるということでございまして、避難所、家屋が倒壊して、備蓄といたしますか、食料がなくなった方に対して、食料、水を供給するという公的な備蓄の責務として、今回この備蓄確保のイメージをお示しさせていただいておりますが、一日目は、委員がおっしゃいましたように、なかなか公的備蓄の体制が整わないということで、ここにつきましては、住民の方に御持参をさせていただくということでございます。これは、先ほど申しましたように、三日間程度を推奨させていただいて、その中からこれを持ってきていただくということでございますが、浸水区域につきましては、避難時間等の問題もございます。確かに時間が短くて、三日分推奨している備蓄を持ってこれない方も考えられます。ですので、この一日分というのは、できるだけ食料を持ってこられる方は持ってきていただく。この二日目、三日目というのが、形式どおり、一日目はここ、二日目はここというのではなくて、二日目でも一日目を補完できる、あるいは県が、この一日分を現場で補完するというふうな考えでございます。

現在、住民の方が、どれくらい備蓄できているかということでございますが、これは、以前にアンケートをとったところ、県内の浸水区域では、約1.1日分の備蓄がなされているというアンケートの結果も出ております。ですので、今後は三日を目標に、この家庭内備蓄については、推奨を続けてまいりたいというふうに考えております。

#### 大西委員

ちょっと長い答弁だったけど、最後の所よく聞こえなかったんですけど、アンケートを取って、どれだけ備蓄してますかというアンケートに対して、どれくらいって言ったんですか。この備蓄方針の対象の区域、地域だけでも結構ですけども、そういう取り方じゃな

と思うんですけど、各家庭で備蓄しているというふうに答えたのは、100パーセントではないと私は思うんですけどね。何パーセントの方が、家で備蓄していると、水、食料を、それは何パーセントと言われたんですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

以前、取らせていただいたアンケートは、平成24年の12月に津波浸水区域の住民を対象とした徳島県民アンケートでございます。この時には、平均でございますが、食料につきましては平均1.1日分、飲料水が平均1.2日分というデータが出ております。備蓄の中で一般的な目安とされている三日の備蓄を行っている家庭は、食料につきましては43.6パーセント、飲料水が44.2パーセントという結果が出ております。

#### 大西委員

分かりました。今アンケートでお答えをさせていただいた方で、一日分の食料を家で備蓄しているという人が約44パーセントでね、43.6パーセント、水を1.2日分用意しているというのが約44パーセントということで、両方同じようなものであるようでございますが、アンケートですから、実態を詳細に表していることではないかと思っておりますけども、けども、ある程度の状況は分かると思うんです。それで、多めに見積もっても半分か、あるいは60パーセントぐらいの方、過半数の方ぐらいしか一日分の食料を家で備蓄してないと、こういう状況があるわけですよ。

この方針は方針で生かしたとして、じゃあそれを避難所、一時避難場所に持っていく。それは、みんな持っていくと思うんですよ、備蓄している人は。そこで、持っていない人と持っている人、それは確かに、個人個人の心掛けでありまして、それが生き死ににつながるというような切実なことも考えなければいけないと思うんですが、現実には一時避難場所、避難所に行って、それで、持っていない人が半数とか4割とかいる中で、仮に多くて6割の人が、食料を持っていったとして、それを助け合いで、皆さん分け合っていくだろうと思うんですけど、ということは、やっぱり食料が少なくなるということを考えなくてはならないと思うんです。そういう現実のことを考えると、現実のそういう状況が、つぶさに想定されると思うんですよ。

そのときに、市町村は二日目からですよなんていうことで、配給しませんみたいなことではないと思います、多分ね。そうすると、市町村がその避難場所に、一日目の動けるような状態になってから、24時間が来ようと、近づいてくる時には、各避難所に市町村が配布していると思うんですよ。それで、二日目はもうなくなりますということになったら、そしたら今度、二日目は、市町村がないということで、県に悲鳴が上がってきて、県は、三日目の分の備蓄を二日目に回そうということになると、要するに前倒しで、ずっと食べていってしまうと、私はそう思ってるんですよ。

ですから、この計画は、確かに今発災しているわけじゃないので、現実がここにあるわけじゃないので、どうなるかは分かりませんが、大体普通考えると、全てスピーチは、

5分と言われてても10分になるし、私なんか特にそうで、それから、食べ物は、こんだけあるといっても、1日もつといっても、現実には1日もたない、すぐなくなってしまおうというのが、やっぱり現実だと思いますので、前倒しをするということは、ここの計画には載せられないかもしれませんが、今、御答弁として現状を考えたときに、食料の備蓄について、こういう計画どおりにいかなかったときに、県としては、どのような対応をされるかということをお尋ねしときたいと思います。

#### 竹岡南海地震防災課長

先ほどのアンケートの数字ですけれども、三日分を持っている方が43.6パーセントと44.2パーセントということでございます。

一日目、二日目、三日目で前倒しのような運用の形を、県としてどう考えるのかということでございますが、これはあくまで、委員の御意見のとおり、このとおり運用するというわけではございません。もちろん、これを前倒しで、補完していくという考えでございます。今回、三日目は、県が流通備蓄という形で、一般協定によって食料備蓄というのを確保するというようにしておりますけれども、こういった形で、例えば孤立地域に物資が緊急に出せるように、今回現物で10パーセント分を備蓄するというように、これは適宜、一日目あるいは二日目に出していくという考えでございますので、そういう形で運用していただくという形で、市町村のほうにもお話ししたいと思っております。

#### 大西委員

流通備蓄なので、実際それを早めていくとか、今、具体的にお言葉にして言わなかったけど、それをもっと早くすることができると、こういうことだと受け取っておきます。

それから次に、5か年で着実に整備するという事なんですけれども、5か年で整備するという事は、一体どこのことを言っておられるんですかね。この市町村備蓄、現物備蓄のことなのか、県の備蓄の現物備蓄のことを言われているのか。どこのことを指して5か年で着実に整備すると言われているのか。あるいは流通備蓄、先ほど私が申し上げた、家庭での備蓄、こういったものも各5か年で、この備蓄方針に沿った備蓄をしていけるように、5か年で整備するという意味なのか。5か年で着実に整備するという意味を分かりやすく具体的に簡潔に、お答えいただきたいと思っております。

#### 竹岡南海地震防災課長

今回の備蓄方針に基づく役割分担、あるいは備蓄目標ということで、今回出させていたでいる分につきましては、5か年で着実に整備をさせていただくということでございます。これは、公的備蓄分の市町村備蓄、県備蓄を5か年で、目標の一日目の被災者約20万人の方の三日分を確保するということでございます。住民の方につきましては、先ほど申しましたように、三日間の家庭内備蓄、これは推奨させていただくということにしております。

## 大西委員

市町村、県の備蓄であれば、5年と言わずに、もっと早くできないのかなという気もするんですけども、それは、お金との財布との相談のようだと思うので、これは、できるだけ早くというふうに要望しておきたいと思います。

それからもう一つ、備蓄場所なんですけども、備蓄場所を分散備蓄をするということで、徳島新聞の記事では、県の1割分の備蓄、現物備蓄については、防災センターと西部県民局美馬庁舎に保管しておくとして書いてあるんですけども、これ二つでしょうか。それで、もしこの記事のとおりでしたら、県西部も確かに孤立したりするので必要だと思いますが、例えば南部のほうは、必ず大きな津波が来ると言われているのに、南部のまぜのおかの南部防災館なんかには備蓄をすとかいうことは、考えなかったのか、考えないのか。

それからもう一つは、津波の大きさは少し小さいといえども、最大、海岸線に5メートルの津波が来るだろうと言われている徳島市なんかも、津波がどれくらいの高さで浸水してくるか分かりませんが、必ず来ると、こういう想定になっておまして、そしたら、例えば北島町の防災センターに備蓄している物を徳島市に持ってくる時に、多分、阿波しらさぎ大橋は倒壊しないでしょうから、渡れるとは思いますが、しかし、ここ一帯が水浸しになっている状態の中で、なかなか細かにトラック等で輸送できないことが始まるのではなかろうかと。そうなれば、例えば浸水区域の中心にある一番高い公的なビル、例えば新蔵町の県の合同庁舎の上のほうに備蓄すとか、ワンフロア詰めて、ワンフロアに備蓄すとか、この県庁の高い所のどこかに備蓄すとか、そういうような、この東部区域について、北島の防災センターだけではちょっと心もとないような気がするんで、今言った南部とか東部の備蓄場所というのも、考えたらいかがかなと思うんですけども、これ一応、案になっておしますので、これからそういうことも考えれると思うんですけども、いかがでございましょうか。

## 竹岡南海地震防災課長

報道されてました備蓄場所については、現在は決定はしておりません。今後、県の流通備蓄分の10パーセントの現物備蓄をどこに置くかということにつきましては、この備蓄方針の中でも書いておりますように、大規模災害発生時に交通路、緊急輸送路の寸断が想定される地域に配慮し、物資が迅速に供給できるように分散備蓄、これを市町村とも協議しながら、基本的には県有施設を念頭に置いておりますけども、今後、市町村等とも協議をしながら、進めてまいりたいと考えております。南部地域につきましては、先ほど御提案のとおり、南部防災館というのも案の中には入っております。

## 大西委員

分散備蓄の場所については、これから正式に決めるということですので、今私が申し上げました南部、東部について、最後、南部は南部防災館に置かれるような話をさ

れてましたんで、また南部でも阿南とか、そういう所もやっぱり考えていったほうがいいんではなからうか、また東部についても、北島町だけでは心もとないと思いますので、検討していただきたいと思います。ぜひそういう備蓄をしていただきたいと思います。

それで、この件については最後に、この委員会で以前に、国が備蓄1週間ということを出しまして、1週間の備蓄なんてできるのかなということ、皆さん方の考え方というか、1週間というのがいいのかどうかということ、お答えいただいたと思うんです。これ一応、表では四日目から七日目ということで、七日目まで入っているんですけども、現実には県等の調達流通備蓄ということになっておりますので、現物はないわけですね。現物としては、計画上は三日目まで、三日分ということなんですけども、私も、三日分以上備蓄するということになってくると、なかなかいろんな意味で大変だろうなと思います。一つだけ確認をしておきたいと思います。以前、国から打ち出された1週間の備蓄をするべきであると、こういう国の打出しについて、これは徳島県として、そんなのはできないし、必要ないんだということで、三日分だけの備蓄でいいという結論で、この備蓄方針計画案を作っておられるのか、どういうおつもりなのか。今後1週間分を目指して、更に備蓄を進めていくことはあるのか。国の1週間の備蓄という方針は、あれからかなり期間がたったと思うんですが、どういう分析をされておるのか。こういうことについて、お答えいただきたいと思います。

#### 竹岡南海地震防災課長

5月28日に公表されました中央防災会議の南海トラフ巨大地震検討ワーキンググループの最終報告では、これは家庭の備蓄ということで、1週間以上というものが出されておりました。これをたたき台にして、南海トラフの巨大地震に係る防災の基本政策を決める大規模地震防災減災対策要綱、これが定められるということになっております。しかしながら、この要綱につきましては、まだ策定がなされておられません。一応、3月末に国のほうで策定される予定でございます。それについては、このワーキングの報告が、1週間というのが、どういうふうに盛り込まれるのかということで、注視はしているところでございます。一部報道によりますと、この部分につきましては、孤立する可能性のある集落での1週間程度の備蓄というふうに、報道がされたところでございます。

現段階におきましては、県としては、これは国の防災基本計画、あるいは県の地域防災計画に定めております三日間の家庭備蓄を推奨させていただいておるところでございます。ただ、孤立化する集落の備蓄に関しましては、これは孤立化対策ということで、現の地域防災計画の中でも、大量の水、食料、生活物資の備蓄をお願いするという事は、今の段階でも地域防災計画の中には盛り込んでおりますので、今後の大綱の策定を待ちまして、これにつきましては、この備蓄の考え方をどう地域防災計画に反映するかというのは、検討していきたいというふうに考えております。

#### 大西委員

分かりました。まだ、1週間ということについては、国の計画が、結論が出てないというというようなお話でございますので、それを見守って、見定めて対応していただきたいなと思います。

次にもう1点、ちょっと事前でも質問させていただきましたが、徳島市内の鉄道高架の事業については、防災減災の観点から、今までの佐古駅から南側について、牟岐線の園瀬川、園瀬鉄橋まで鉄道高架をしていくということで計画していたものを、防災減災の視点からやはり早くしたほうが良いと。ところが、こういうような所でⅠ期、Ⅱ期と分割をして、今後進めていくというようなことで、打ち出されて進められておりますが、このことについて、事前でも少し質問させていただきましたが、ちょっとお聞きをしたいなと思います。

2月25日の新聞によりますと、徳島市の市議会開発特別委員会が開かれて、都市計画決定の調査費が了承されて、今、議案として出されているということでございますけども、その記事が出ております。それで、事前でもございましたし、少し時間もありませんでしたのでお聞きをしませんでしたが、まず、私も出席させていただいた鉄道高架の促進協議会の総会での模様からして、徳島県関係者と徳島市関係者とが集まって、協議会総会が開催されたと思うんですが、その時にJR四国は出席をしていない、協議会のメンバーに入っていないということだったんですけども、この鉄道高架の問題というのは、やはり元々、県と市とJR四国の三者が合意できないと進んでいかない計画であるということは、はなからずっと言われておりますし、そのとおりでございますが、促進協議会の時に、出られた方は分かると思うんですが、新聞にもその後、いろいろ少しその時の模様も書かれておりましたけども、促進協議会の総会の時の状況からすると、徳島市のほうは少し、Ⅰ期、Ⅱ期に分割することは、直ちにその時点では合意してないというような話だったような気がするんですが、その時、JR四国はいなかったんですね。

今ちょっとお聞きをしたのは、実際に鉄道を動かしているJR四国については、県があの場所で、九十九課長が説明をして、Ⅰ期、Ⅱ期に分けて、こういうふうに進めていきたいと説明されました。県土整備委員会では、ちゃんとこういう1枚もので説明されているようですけど、ここは防災ということで、こういう詳細概要の資料はないんですけども、これを説明された。また、県土整備委員会でも説明された。ということは、これはやはり、徳島市はちょっとまだ合意できてないというのは、あの時の雰囲気でも思うんですが、JR四国は、県が発表された、九十九課長が発表されたこの計画というのは、分割して推進するという計画は、了承というか、合意ということではないんだろうと思うんですけど、内諾みたいなものは、JR四国であるんでしょうか。JR四国が、それでいきましょう、そういうふうに県の提案どおりやりましょう、それだったら乗れますよというようなものがなかったら、発表できないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺少し補足の説明をしていただけたら、有り難いと思います。

九十九都市計画課長

徳島市内の鉄道高架事業について御説明をさせていただきます。今、委員から御紹介がございましたように、Ⅰ期、Ⅱ期に分けて、その順で施行していくということになっておりまして、JR四国とは、Ⅰ期の施行につきまして、昨年の12月に、これは計画について合意に至っております。それから、Ⅱ期については、まだ合意に至っていないわけですが、Ⅰ期のほうを先行しながら、それからⅡ期の課題解決を図っていくという県の案につきまして、御同意というか進め方については、御賛同を頂いております。そのように進めていきたいというふうに思っております。

#### 大西委員

明確なお答えで、Ⅰ期、Ⅱ期に分けて提案されているこの計画は、ほぼJR四国は同意というか、合意というかされておられると。つまり、Ⅰ期目にこう分けて整備をして、それは合意していると。Ⅱ期目については、その後、順次また協議して進めていくという形について、JR四国は合意しているということですよ。大丈夫ですよ、それで。そういう形でJR四国が合意されているというのであれば、話はあと、私が思っていたことをお聞きするのちょっとどうかなと思うんですが、徳島市がちょっと合意できてないと。それについては、徳島市が合意できるようにいろいろ配慮してあげたらどうかなと思うんですが、でも、JR四国とも県がこの案で同意できているのであれば、あとはもう徳島市に一生懸命説明するしかないかなという気もするんですけども。

最後に、新聞によりますと、いろいろ書いてございますけども、市は全体都市計画決定か分割都市計画決定かに関係なく、事業完成のため必要な予算と説明していると。徳島駅部を含む全体が早期に完成するよう、県と協議していきたいと。こういうお答えをしているらしいんですが、これから徳島市と協議をしていくとは思いますが、今のお答えのとおり、JR四国と県とは、分割してⅠ期、Ⅱ期で進めていくということが、ほぼそういうことで、やっていきましょうということで、話ができていくということになると、徳島市が調査費を計上されているんですけども、この調査費を計上されて、今後進めていくということについて、市のほうに対して何らかの感想というか、市に申し上げたいことというか、市にPRしたいことというか、何かそういうことがあったら、この徳島市の3月議会で議案として出されている、予算案が出されたということについて、県の感想をおっしゃっていただけたら、有り難いなと思っております。

#### 九十九都市計画課長

県が行います鉄道高架事業と、それと市が行いますまちづくり事業につきましては、一体的に整備することで、大きな効果が見込まれるというふうに思っております。県は鉄道高架を、それから市のほうはまちづくりをということで、役割分担を決めて、それで互いにそれぞれ事業主体になって、事業を積極的に進めるとともに、互いの事業に対して、事業主体と同額の費用負担をしていくというふうなこととなっております。それで、市からも、県の鉄道高架事業について費用を負担していただくということでございますので、

これまでも当初予算につきましては、事前に市のほうに十分御説明を申し上げ、了解の下に負担をずっとお願いしてきたというような状況でございますので、本日から徳島市議会が開会だそうでございますので、まだいろいろと御議論があらうかというふうに思っておりますけれども、この度、11月から提案させていただいている県の提案に対しまして、今後、市議会なんかの御議論を踏まえて、徳島市の御意見というものを頂けるといふふうに思っておりますので、徳島市のお考えを示していただけたら、その後引き続き、県、市でいろいろと協議をして、進めていきたいというふうに思っております。

#### 大西委員

もう時間が来ましたので、市議会の状況を見守りたいというようなお話なんですけれども、言葉の間に、端々に、徳島市として了承して、この鉄道高架をじゃあやりましょうという、議会としても結論になるということを目指しているというふうに、行間で推察をして、理解しておきます。今年度はここしかお聞きできないんで、また来年度、この件は引き続き。本会議でも申し上げましたように、都市計画決定をする、26年度にできるということが、私は、このことができなかったら、なかなか前に進まないと思いますので、しかも今、正念場に来ているという思いがありますので、ぜひとも県土整備部の皆さん方、今日はもう中内部長には、決意はお答えいただかなくて結構なんですけれども、ぜひとも腹をくくって、しっかりと推進をしていっていただきたいというふうに要望して、終わりたいと思います。

#### 森本委員

大西委員のちょっと関連で、備蓄の話なんですけれども、竹岡課長、先ほど各家庭でね、この持ち出し分、46パーセントが三日近く備蓄を持っているというお話をされましたけれども、備蓄というのは、あくまで持ち出しの分やね。家にある食べ物を全部合わせたっていうんではないわね。これ確認なんですけど。

#### 竹岡南海地震防災課長

これは、あくまでも災害のときの、いわゆる備えとしての備蓄ということでございます。

#### 森本委員

だから、持ち出し分やね。家に置いとったって、帰って家が流されておったら、これも備蓄にならんわけやし、持ち出し分やね。

#### 竹岡南海地震防災課長

実際、持ち出す分として置いておるんですけれども、現実的にいろんな状況により、それが持ち出せるかどうかというのは、その時の状況によると思います。一応、持ち出しということです。



## 森本委員

なかなかね、これ多分、持ち出す量って、しれとると思うんよね。うちの家内も、通販でいっぱい買いよる。2リットルのが10本ぐらいいあるんよね。この前言うたん、これ誰が持ち出すんって。お米もいっぱいあるんですよ。せいぜい、僕のリュックに入るんは、500ミリリットルのが4本ぐらいいあるんよね。だから、そういう意味でも、備蓄というのは、例えば一旦避難で1日半ぐらいい。家に帰って、例えば2階に置いてあるのが、食べれたというたら、ほれは問題ないんですけども、海岸付近がほとんど流される、全壊するという数字がはっきり出とるわけなんですね。20万人が被災する、10万戸以上が倒壊をする、津波も含めてね。そういう中で非常に曖昧なんよね、竹岡さんの答弁はね。曖昧な形というのは、僕はいかんと思う。みんな各個人が、どんだけ持ち出せる。まあまあ家に備蓄用に買っているんですわではね。三日分持っていこうと思ったら、大きな海外旅行のトランクぐらいい要りますよね、冗談抜きに。そういう意味でも、やっぱり県民に対して情報発信をする場合、私はもうちょっときちっと。曖昧な形、僕自身でも疑問が湧いたもんでね。やっぱりきちっとした形を取っていただきたいなと思います。

それと、国のほうで1週間ということですが、この三日というのは、当然皆さん、甘い数字というのは分かっているとします。静岡県辺りから大分県辺りまで、ほぼ太平洋ベルト地帯、全滅に近い形で来るわけですからね。自衛隊がフル回転しても、私はなかなか三日間で到達するかなという疑問はあります。先日の山梨や群馬程度の雪でもね、三日間ぐらいい食料が届かなんだ家がいっぱいあるんですよ。多分、あの災害に比べたら、何万倍という形が来るわけですね。自衛隊の皆さん、何でも自衛隊、自衛隊って言うけど、自衛隊が100万人おったら、ほらね。そんだけの過剰な負担を掛けるような期待をして、何でも自衛隊が災害でっていうんで計画を組むこと自体も、やっぱりおかしいと思うし、四国の自衛隊が何人おって、それがどういう形でっていうのを考えた場合もね、とてもでないけど三日間では、南海トラフの場合は到達いただけない地域、家庭というのは、相当数に上るんじゃないかなと思います。

そんな意味でもね、県内でやっぱり、自給自足でないですけどもね、海岸線、徳島市内、小松島、海部辺りに住んでいる人は、非常に切実で、各家庭で相当、みんな備蓄されていますよね。現実に私の周辺でも、リュックに入れて寝ている人がたくさんいます。その反面、やっぱり美馬、三好のほうに行ったら、割とのんびりしよん。来代さんがようけ備蓄しとって聞いたことがない。だから、そのくらい美馬、三好のほうと、我々の感覚は違うんですよ。だから、そういう意味でね、やっぱり備蓄も全県的に、私は考えないかなのじゃないかなと思う。特に、家が倒壊をしないであろう、津波に流されないのは間違いないのは山間部ですから、美馬、三好、名西、那賀の山間部ですからね。そちらのほうへも、やっぱり我々のように、海岸部で被災をする対象だけでなく、そういう山間部の人たちにね。森田委員の板野町やって、多分いけるんよな。だから、板野郡辺りから、相当な備蓄をしてもらうような計画をやっぱり練るべきだと。県内でなんとかなったら、なんとかありますよ。自衛隊の機材で、道路がなくても運べるような機材がたくさん、先日も駐屯

地に行ってきましたけど、ありますからね。そういう意味でも、津波で流されるんが分かってるような地域でなくて、流されない地域により多くの備蓄をお願いする、声を掛ける。その計画を県として立てていく。それが大事じゃないかなと思うんですけども。

#### 竹岡南海地震防災課長

委員おっしゃいますように、この南海トラフ巨大地震につきましては、非常に甚大な被害が想定されております。この三日間というのも、なかなか非常に難しい面がございます。今回の備蓄基本方針でも、避難所に持ってきていただく分につきましては、最低一日分ということでお願いはしておりますけれども、これは全県的に、浸水区域だけではなくて、この南海トラフ巨大地震というのは、やっぱり揺れによる被害で全域被害を受けるわけがございますので、家屋倒壊により当然山間部のほうも、備蓄というのは、非常に重要なものがございますので、これにつきましては、引き続き、備蓄の推奨は全県的にやっていって、備蓄のやり方につきましても、今回、基本方針の中でもローリングストックという形で、非常に皆さんが備蓄しやすいような方式というのも、御提案させていただいておるところでございますので、この辺につきましても、積極的に推奨していきたいというふうに考えております。

また、支援物資の計画につきましては、これは今後、国の大綱ができて、その中で自衛隊、消防あるいは警察といった所との活動計画というものが定まってまいりますので、できるだけ早く、県内に備蓄物資が届くような計画ということで、今の活動計画を見直していきたいというふうに考えております。

#### 森本委員

なかなか難しいんですけどね、やっぱり何々だろうというような対策は、もうそろそろやめんといかんという気がいたします。三日で来るだろうとか、二日もつだろうとか。やっぱり最悪のことを考えて。私は、1週間でも相当厳しいんじゃないかなと、本当に思います。水道から何から、全部寸断されるわけですからね。ペットボトル、人間が1日どんだけ水を飲むかっていうと、最低1リットルちょっと飲みますよね。20万人被災したら20万本で、はっきり言うて、置く所ないと思うんでね。三日だったら60万本、四日だったら80万本、五日だったら100万本。置く所ないんですよ。だから、やっぱりそういうのを曖昧にせずに、きちっとした形で数字を出して、何々だろうというような予測は、これからはもうやめたほうがいいんじゃないかなというような思いです。難しいですよ、それはね。それで、全て推測でないとできないことなんで、よろしく願いをいたします。

それで、食料の話ばかりになって、非常に心配をしとることがもう一つあって、薬剤の備蓄。病院は当然、海部病院でも山沿いに造るし、基幹病院が何とかしてというようなことがあるんですけどね。ほとんどの徳島県の、いろんな薬飲んでいる方っていうのは、これはもちろん調剤薬局で頂いてますし、病院だけではとても間に合わない。最低限の薬、この薬がなかったら生きていけない人っていうのは、本当に多いんでね。インシュリンが

典型的な例なんですけど、あと血圧の薬とか、血液さらさらの薬とか。私が心配したんは、ほれなんよ。私も病院の先生にちょっとずつ余分にもらって、備蓄しとんですよ。家内に、お父さん1週間なかったら、多分血管詰まって死ぬなど、私言われるぐらいなんでね。薬に相当頼っとる部分があって、そういう意味でも、やっぱりこれも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと。

実際に体の悪い方でも、あんまり考えてない方もたくさんいます。現実には、東北では、特に高血圧の方とか、血液がさらさらになる薬とか非常に困ったということで、最低限基本になるような薬剤というのは、県に何らかの形で備蓄をしてもらいたいと思うんです。血圧とか血液関係のとか、心臓、脳梗塞というのは、非常に多分ストレスが多いと思うんでね。脳梗塞、心筋梗塞、少なくとも最低限の予防のためにも、やっぱり高血圧の薬、血液の薬、あとインシュリン、糖尿病の薬。そのくらいは県の主導で、食料と同じように備蓄を頂きたいと思うんですけども、これはいかがでありましょうか。

#### 久米薬務課長

ただいま、委員のほうから災害時の備蓄医薬品ということで、御質問いただいております。それで特に、委員のおっしゃった慢性期の治療薬ということと思うんですけど、この3.11の経験を踏まえまして、県におきましては、糖尿病でありますとか抗アレルギー薬とか、そういった慢性疾患の治療薬につきまして、6,500人分を平成23年、平成24年度におきまして追加備蓄を行っております。それで現在、備蓄しております場所が、県立中央病院、あと卸業者さんの4か所、それと県立海部病院ということで、6か所におきまして備蓄をいたしております。これは、一旦購入しまして、それで使用期限というのが来る前に、順次使っていくという、いわゆるランニング備蓄という形で、備蓄を行っております。

#### 森本委員

もちろん考えられとんは存じておりましたけど、6,500人分というのは、余りに少ない数字なんですよ。私が行っている病院の延べ患者でも二千や三千おるような、はやっている病院なんで、非常に難しいと思います。どっかの倉庫に置いとくわけにいかんしね。やっぱり病院なり、薬品ですから、管理が非常に難しいと思うんですけど、やっぱりこれについても、何人分とありますけど、何日間という部分もありますからね。1日、間に合ったらいいというんでもないし、血液さらさら系の薬だったら、やっぱり三、四日飲まないと、血液が相当どろっとしてくるとい話も聞きました。外科手術をする前に、1週間この薬やめなさいよと言われて、脳梗塞で亡くなる方、結構、これ本当におるんですよ。そのくらい、その薬の重要性っていうのかな。だけど、これを飲んどったら、今度、外科手術ができないという、非常に難しいんですけども、そのくらい重要なんですよ、薬っていうのはね。だから、そういうことも、もう少し更に研究をされて、備蓄量を増やす方策を何らかの形で見つけていただきたい。

それと、また同時に、県民個々に、自分の身は自分で守るという意味でも、薬の備蓄かな、個人の。常に余分にもらっておく。最低1週間や十日、余分に置いておく。そういうことを心掛けることも、やっぱり呼び掛けていただきたいなど。極端に余分にもうたら、これ当然違反になりますからね、病院側の。でも、飲み残しっていうのは、しょうがないからね。2回分、3回分くらいは。そこまで言うたら、きりが無いんで、やっぱりそういう意味でも、個人の身を守るという意味でも、個人の人にも、そうした飲み残しの薬を、あくまで飲み残しの薬ですよ、ちゃんと置いておきましょう、こういう呼び掛けなんかも、私は行政としてやっていただきたいなと思います。終わりです。

#### 長池委員

備蓄の話が出ておりますので、ちょっと関連で。薬のほうなんですけど、私も毎日3食1回4種類を6錠、計1日18錠ですか、毎回飲まなアカンのです、安倍総理と一緒にございまして。私も、自分なりの危機管理で備蓄しておりますけど、ただ、流されてはいかんで、水にぬれないようなタッパーに入れて。うち家族6人おるんですが、母も父も、私を上回る薬の量を毎日飲んでまして、正直、私は、ちょっと考えが違ってまして、県がいくら備蓄しとつてもね、自分が何を飲んでいるか、父も母も分かってないんですわ。やっぱり、そういった情報というのをきちんと個人で管理してもらわないかんというのは、多分今までの通説といいますか、状態だと思うんです。この前、薬剤師の方とお話ししましたら、一応、お薬手帳をしっかりと身に付けてくださいみたいなのが、今の方針らしいです。

でも、このお薬手帳を身に付けても、先ほどの議論にあるように、その人が次の日に薬が回ってくるわけじゃないんでね、私はそれ聞いた時に、やっぱり最低限の一日や二日若しくは三日と、自分で心配になる日数分の薬は備蓄しておいて、水や食べ物よりは、薬のほうの方が大事という人もおりますんで、そういったことを進めていくべきではないかなど。薬剤師会のほうは、建前上、薬の備蓄ではなくて、お薬手帳をきちんとしてくださいという建前になっとんんですが、食料のほうもそうなんですけど、備蓄というのは、基本、公的な市や県や国だけでは賄えないというのが、今日の議論でもはっきりしておると思うんです。やっぱり、個人でしっかりと最小限の蓄えなり、備えをしてくださいと。もうはっきりこれはね、言わないかんステージまで来とんちゃうかなと思います。これはもう、津波に対してもそうです。助けに行くというよりは、まず逃げてくださいというのが姿勢ですし、備蓄に関しても、まず最小限のことは自分でしてくださいよというのを、もっともっとこれからは、声を大にしていかないかんのではないかなというふうに、先ほどからの議論を聞いておって感じたんですが、その辺りどなたか、どう思うかちょっとお答えいただけますでしょうか。

#### 竹岡南海地震防災課長

備蓄の基本的な考え方でございますけれども、これも、先ほど来、御答弁させていただいておりますように、この大規模災害発生時には、多くのり災者が発生いたしまして、防

災機関の対応能力にはおのずと限界がございます。全てのり災者に対しまして、この対応というのはなかなか難しいものがございます。ですので、住民の方につきましては、家庭や地域のレベルで、災害時にはやはり、自らの命は自らが守るということを基本理念に、救援あるいは支援体制が立ち上がるまでの間、住民あるいは地域において、自らの生活維持をしていくための食料、水、それから薬品、こういった物については、自助、共助の役割として、自らで確保に努めていただきたいということを、さらに、これは推奨といえますか、普及、啓発をしていく必要があるというふうに考えております。

#### 長池委員

先ほど森本委員のお話の中であったように、特に薬に関しては、余分にもろたらいかんのですかね。なんかそういうふうになっとんのですかね。医薬法かなんかでね。ですから、三日必要となったら三日分処方、十日分必要だったら十日分ということで……（「余分にくれって言うたら断られるわ」と言う者あり）余分にくれって言うたら、断られるのですかね。私も、ですから、飲み残しっていうんですか、それが大体今1週間分ぐらいありますね、ただ、なんか後ろめたいのはいかんなど。やっぱり、備蓄するけん、備蓄分くれと言えるような世の中のほうがええと思うんで、サポートもありますし、できたらそれを国のほうへ、徳島発の提言ということで御提言いただいて、オンリーワンで徳島だけでもできるようにしていただいて、薬の備蓄というか、そういうことから、全てに対する備蓄に対する考え方っていうのを県民にアピールしなきゃいけない、自分で自分の身を守るということをしっかり訴えていっていただきたいと思うんですが、この辺りは、どこが答えていただけるか。よろしくお願いします。

#### 久米薬務課長

災害時の薬の備蓄というお話なんですけど、薬につきましては、やっぱり一方、過剰にあれば、やはり健康面ということで、当然医療機関にしましても、やはり必要最小限っていうんですかね、その辺りを処方するというのが、法的には決まっているということにはなると思うんです。ただ、例えば1か月分ぐらいであれば、何らかの特別な理由によりまして、処方を増やしていただけるというような、そういったようなこともあると思うんですけど、ただ、何て言うんですかね、健康面とか、そういったトータルで考えますと、現時点におきましては、やはり非常に難しいかなと考えております。ただ、そういった御自分で自助ということであれば、若干の飲み残しとか、そういった物、あるいは特別な理由ということで……。

（「なかなか難しい答弁になる」と言う者あり）

#### 西沢委員長

小休します。（11時59分）

西沢委員長

再開いたします。(12時02分)

小谷保健福祉部長

森本委員、長池委員のほうから、災害時における備蓄という観点、特に人の健康、命に直接関わってくるお薬について、お尋ねいただきました。公的な部分で、現実においては法的な部分、制度的な部分を含めて研究する部分が大いにあるかなと思っております。現状においては、ただいま薬務課長のほうから説明させていただきましたが、東日本大震災以前においては、いざ発災があったのに、救護活動において必要な部分、急性期の部分について一定の備蓄を重点的に行ってきたところではありますが、やはりその震災における状況を見ますと、慢性期におけるいろんな病状における治療薬というのも必要だということで、シフト変更を行って、いろんな面に対応できるように、県においても考えているところがあります。したがって、今後どんな形で、お薬手帳といったこともありますし、あらゆる形で、必要な所に発災時においてもお薬を提供できるかどうか、このことについていろんな部分から、制度も含めて、研究してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

長池委員

もう終わります。実は見られた方も多いと思いますが、この前NHKの特集で、ヘリが捉えた映像やいうて、いろいろやってましたが、その中で、ある孤立した避難所で、もう80歳くらいのお婆さんかねえ、心臓の持病があって、その薬がないために、うずくまって二日ほど痛いのを我慢して、ずっと耐えておったと。本当に苦しい思いをされたんではないかなと思います。いつ来るか分からん避難場所で、自分だけが抱える問題。食料とか水とかじゃなくて、自分だけの病気で、薬さえあればという状況の中で、ずっと人に言わずに耐えておったお婆さんの姿を見ますと、どうもそれが、また私の父や母とだぶりまして、やはり個人のそういったお薬、特に常備、常に飲まないで維持できないっていう薬に関しては備蓄。若しくは、もっともっとそういう情報をしっかりと個人が、いざというときには分かるように。赤だったか、白だったかやというようなレベルでは、まず処方できないというふうなのが、今回の震災で反省点があるわけですから、お薬手帳も大事だとは思いますが、もっと実態に即したような形で、できるだけ今後もこの委員会とか、皆さんのほうで考えていくべき問題だなと思います。

西沢委員長

午食のため休憩いたします。(12時05分)

西沢委員長

再開いたします。(13時13分)

## 長池委員

午前中は備蓄全体のこと。やはり個人にも、ある程度しっかりと覚悟を持ってもらわないかと。これは防災全般のことですが、そういうステージに来ておるといことだと思えます。その中で、この備蓄の方針の中で一つ、4 ページですか、ローリングストックっていうのが横文字であるんです。これ、また横文字が増えて、シェイクアウトやらなんじゃら付いて、横文字が増えよんなと思っておりますが、このローリングストックというのが、読めば何となく分かるんですが、少し御説明いただけたらと思えます。

（「さっき言よったで」と言う者あり）

（「使いながらって」と言う者あり）

回すっていうやつやね。分かりました。そのローリングストック、言よったということで、済みません。薬ばかり考えておりました。それで、先ほどの議論の中であったローリングストックですが、これは、森本委員もおっしゃった、持ち出すっていうんは、なかなか限られた量やけど、家にストックしてぐるぐる普段使いで、少し多目に持ってストックしとこうという考え方だと思うんですが、これをじゃあ全面的に県民の方に、これから推奨していくというか、広報してというか、ここにただ役割分担としての方針として書いたのか、どちらなんでしょうかね。

## 佐倉防災人材育成センター所長

ローリングストックは、各家庭におきまして、災害時に備える備蓄だけを目的に、乾パンとか保存水などを買いそろえて、倉庫に保管していくということではなくて、日頃から家庭で使っている、例えばペットボトルの飲料水やレトルト食品、缶詰等、ある程度保存がきく食料を少し多目に買い置く、これをストックと言いますけれども、そういうふうにしていただいて、普段の料理等で賞味期限が来る前に使いながら、使った分を補充していくというふうに、日常生活の延長で無理なく備えていく備蓄方法をローリングストックと呼んでいるところであります。

防災センターにおきましては、県民の皆様が、備蓄を難しいものと捉えて、備蓄を放棄してしまうようなことがないように、啓発に努めているところでございます。そこで、このローリングストックについても推奨しておりまして、例えばこれまでも、マスコミの皆様協力して、実際にローリングストックを行っている家庭を取材していただき、県民の皆様へ備蓄の具体的な方法を分かりやすく御紹介させていただいております。また、防災センターにおきましても、備蓄の参考となります水や食料の具体例を展示しまして、目に見えるようにしているところでございます。今後とも、県職員が地域へ出向きます「とくしまー0（ゼロ）作戦」防災出前講座や各種防災講座などの機会を捉えまして、ローリングストックについて県民の皆様へ直接説明させていただきます。このように、防災を特別なものとするのではなく、普段の延長として講じながら、無理なく備えていただく取組をしっかりと啓発してまいりたいと考えております。

## 長池委員

多分、今みたいに1年365日24時間、お店が開いとるような社会ですから、いつでも手に入ると我々も含め、若い人は思っております、ただ、割と上の方は、普段からローリングストックというか、されておったんだらうなと思いますし、うちの母なんかも、買い過ぎやなと思うぐらい、いつも物を買うんですね。食品棚みたいなんにためてあるんで、多分それをうまく回転させて、備蓄につなげようという考え方だと思いますので、多分これは、若い世代の方にしっかりと教育の場も含めて、習得させていただきたいなど、私も務めていきたいなと思います。薬もローリングストックっていうわけにいかんのかなと聞きながら思ったんですが、これはもうやめときます。薬は難しい問題なんでね。

あともう1点、この業務継続計画の、また横文字ですが、アクション・カードっていうのが、初動参集職員はアクション・カードというのに従って、いわゆる、やるべきことの見える化っていうんですが、これは既にあるんか、これから作るんか、どんなもんなんか、教えていただけたらと思います。

## 竹岡南海地震防災課長

県庁BCPでいうアクション・カードのお尋ねでございます。アクション・カードとは、夜間や休日に県庁舎に職員が在庁してないときに、地震・津波などの災害が発生した場合、庁舎周辺に居住をしております初動参集要員が、初期の災害対策本部体制を確立するために用いる物でございます。その中身といたしましては、緊急時に参集した職員に仕事を振り分けるため配布されるカードでございます、1業務当たり1枚から2枚、作業手順、それから注意点、こういった具体的な指示を記載しておる物でございます。指示事項を具体的かつ簡潔に記載しておりますので、一般的な対応マニュアルよりは、いわゆる指示書、こういったものに近い性格を持っております。指示を出す側、受ける側、両方にとって業務内容を明確にできるため、その業務の実施とか進捗にメリットがあります。特に、判断を要さない定型的な業務については、初動の際、防災の業務に経験や習熟度、こういったものに左右されることなく、誰でも対応ができるというような仕組みとして、有効であるというふうに考えております。

## 長池委員

ちょっと私、聞きもらしたんですが、これ個人、個人に渡して、その人、その人が常に持つとるような物なのか、その場で、お前これっっていうて、アクション・カードを配るもんなんか、ちょっとその辺り、もう1度お願いします。

## 竹岡南海地震防災課長

これは、集まった初動参集要員に順番に、1番から例えば30番まで、発災から1時間後に災害対策本部を開設する時まで、この30の手順で、手順ごとに1枚作りまして、これを



渡して行って、順番に回していくというものでございまして、既に昨年の11月に、参集職員に対してこのカードを使って研修を実施したところでございます。

#### 長池委員

分かりました。こういうことをしっかりと県職員また各市町村がすることで、それがさらに、今後の民間とかいろいろな諸団体、若しくは多分、我々も要るのかなとか聞きながら思っておったんですが、そういうことを準備しておくことが、大事なんだろうなというふうに感じました。ぜひ、進めて行っていただきたいと思います。

最後、消防団のことで一つお聞きしたいんですが、県土整備委員会のほうでも、ちょっと答弁の中にあっただんですが、昨年末に法改正があって、また、森田委員の御質問の中であつたと思うんですが、消防団の位置付けというか、そういうものが多少変わったというか、良くなったというか、そういうふうなぐらいしかつかんでないので、できましたらもう一度、御説明いただけたらと思います。

#### 野々瀬消防保安課長

ただいま長池委員より、昨年12月に成立しました、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これができましたので、この内容についての御質問を頂きました。これは、昨年12月に議員立法で成立したものですけれども、背景といたしましては、東日本大震災をはじめ、各地の局地的な災害等で、地域の防災力の充実がより強く必要視されている中で、ただ、全体に人口の少子高齢化ですとか、それから昼間は勤めに行ってらっしゃる方がいらっしゃるというような社会の変化等で、地域における防災力の低下が心配されているところであります。そこで、消防団というものをいろんな自主防やそれから個人や地方公共団体など含めた全体の地域防災の中で、やはり消防団が中核であるということで、それを中心にしながら、地域防災力の充実強化を図るという法律でございまして、

その中で、基本的な施策が大きく二つございまして、一つの柱が消防団の充実強化、それから、地域における防災体制の強化ということがあるんですけれども、消防団の充実強化に関しまして、消防団を将来にわたって地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と改めて位置付けまして、消防団への加入促進ですとか、それから消防団の活動の充実強化のための施策、例えば団員の方の処遇の改善ですとか、装備の改善ですとか、教育訓練の改善などにつきまして、国や地方公共団体が、必要な措置を取るようというふうに位置付けたものでございます。

#### 長池委員

分かりました。位置付けたと、中核ということでございます。地域防災力の充実強化のために、消防団を中核として考えると。多分、今までも当然そうだったんだろうと思いますが、それが明確というか、そういうふうに国のほうの法律でなったということで、具体的に、消防団の友達がおるんですが、じゃあこうなるよっていうふうに言えるようなこと

があるのかどうか、いや、今までと変わらないのか、その辺りの差をちょっと教えていただきたいんですが。

#### 野々瀬消防保安課長

ただいま長池委員から、この法律ができたことによって、具体的にその消防団員の方にとって、どういうことが変わるかということの御質問を頂きました。先ほど後のほうでも少し御紹介したんですけれども、消防団の充実強化のために加入促進、これはちょっと今の現役の団員さんには直接はないかもしれませんが、充実強化を図るための施策ということで、団員の方の処遇の改善ということで、退職報奨金というのが支払われるんですけど、もちろん私たちのようなサラリーマンの退職金ということではないので、後々生活をするためぐらいの額ではないんですけども、これを一律5万円引上げということ。それから、報酬や出動手当につきまして、額の少ない所もありますので、これについてしっかりとお支払いするようにというようなこと。具体的にこれに関しまして、実は徳島県内の市町村の中にも、役付きでない団員さんには、直接お支払いしていないというような団体もあったんですけれども、やはりちょっとこれは、趣旨からしていけないということでございまして、この法律ができた後、国からも働き掛けを受け、私どもも該当の市町村をお願いをして、一応、今のところ伺っておりますと、今年度中に条例等を改正されまして、全ての、団長さんから役のない団員さんまで、報酬のお支払いができるように条例改正がされるというふうに今把握しております。

それから、装備の改善、団員の方の装備の改善、また車等でございんですけども、これは東日本大震災の教訓などを受けまして、やはり団員さん本人の安全装備、例えば安全靴であるとか、それから手袋とかも、軍手とかでなくて、防水とかそういった、良い物ということになりまして、安全を図るための装備ですとか、それから、実際に消火だけでなく、救助活動などもなさるようになりましたので、救助資機材なども標準的な装備として、基準として位置付けられるということになりますので、これから市町村と各消防団の皆様がお話し合いになって、一番必要な装備を順々に整備されていくことかと考えております。

また、消防団員の教育訓練の改善ということでございしますが、これは、まだちょっと具体的な基準というのは出てないのですが、先ほど申しましたように、消火だけでなく、救助活動なども行うということでございしますので、救助用の資機材なども扱えたりというような内容になってくるのかと想像しておるんですが、こういった基準も改正されて、例えば消防学校での消防団員の教育訓練なども反映されていくということでございしますので、待遇ですとか、安全装備ですとか、それから、実際に期待されております救助等に関しまして、教育訓練の機会もあると、そういったことが変わってくると考えていただいたらよろしいかと思えます。

#### 長池委員

団の中で割と若手というか、私より下ぐらいの人は、やっぱりお金じゃないんだよとい

う気持ちが強いです。逆に、そういう若手の面倒を見るというか、上のほうの人は、何とかちょっとでも手当をできるだけ打ってあげてほしいという気持ちもあるようです。ですんで、その辺りは難しい問題かなと思います。退職金5万円引上げとか、実際、おっしゃったように、出動手当ですか、それを団でためて、それを団のために全体で使うみたいなシステムを取っているところもあるようでございます。

ただ、一つ共通して言えるのは、やっぱりお金でなくても、分団小屋だったり、拠点となる所をもう少し整備してほしいなというのは、すべからく共通して要望があります。先ほども装備の改善ということで、いろいろな現代最新の装備をしてもらいよんだらうなと思います。きれいな消防車が来たり、安全具が。ただ、一番何が欲しいって聞いたらね、トイレが欲しいっていう団があるんですね。やっぱりいまだにそういう分団が小松島にはあります。1か所ではございません。2階建てで1階も2階もトイレがある分団があるんですが、うちのトイレやろかや言うてね、ようほんなやりとりを分団ごとにしてます。つまり、分団というのは、やっぱり地域のものというベースがどうしても今まであるんで、地域格差が生まれてしまって、同じ小松島の何百メートルしか離れてないような小屋で、こっちはトイレがあって、エアコンがあって、水洗で、こっちはトイレもなくて、ちょっと警報が出たときに詰所でおっても、待機しとつても、ちょっとトイレに帰るわというふうな状況になっているんで、やっぱり最低限の装備、装備やいうもんでないわね。惨めな思いをしよんです。もう正直言います。惨めな、自分やの地域を守ろうと思ってるのに、トイレもないし、なんかごっつい装備ばかりが支給されてやね、救命胴衣も支給していただいたりして、なんか命張れみたいな、ある意味そうですよ、救命胴衣支給されるってことは、命張れっちゅうことですからね。

だから、惨めな思いしながら、例えば、畳の所に子供用のプールを置いてあるんです、私の知っとうところは。何かなと思ったら、雨漏りですわ。毎日雨が降ったら見に行くわけにいかないので、大きめのたらいっていうたら、ほれしかないって、子供用のプールを置いてある。ほれは余りにも、命張れって、ほんで地域の中核やいうて、国が法律を作ったところでね、現場はほんな現場なんでね。県が何ができるか、国が何ができるか、市が何ができるかっていうんは、分担あると思うんですが、例えば、惨めな思いをせんために、ほんとに消防分団の方々の役割だったり、これから必要になっていうことをね、ちらしでも全戸配布したらいいんですよ、県全体に。こんなん市町村や国、関係ない、県ができることだと思います。どういう役割の人が、公的に働つきょうかっていうのをしっかり言わないかんと思います。これは、自衛隊の方とか、警察の方とか、全てそうだと思うんですが、そういうことだったら、私、県でもできると思うんです。分団小屋にトイレ作るんは、県できませんって言うけども、その地域の人をもっと喚起して、地域の分団を守っていくというか、盛り上げていくっていうか、とにかく惨めな思いをさせないということぐらいは、私、県でもできると思いますので、ぜひともそういうことに取り組んでいただきたい。森田委員の前で、なんか恐縮なんでございますが、そういうことでございますので、何とかお助けいただきたいと思っております。

## 黒崎委員

私のほうからは、最後の防災委員会ということなんで、確認の意味で、2点聞かせていただきたいと思います。災害時の要援護者の支援対策マニュアルを県もお作りになりました、それを進めていただいていると思います。昨年の9月に一般質問、私もこれいたしました。その時は、全体計画のほうは大分進んできた。それは、数字聞かせていただいても、確かにそうだったなという記憶があります。難しいのは個別計画のほうでね、やっぱり個人情報というものが、なかなか難しくしていたということだったんですけども、法律のほうも、この個人情報ということについても、やや緩やかな方向で改訂されたというふうなことも聞いております。この個別計画については、お一人お一人の、あるいは一つのグループ、一つのグループの細かい避難に対しての計画でございますので、大変時間もかかる可能性もあるのかなと、そう考えておりますが、昨年の9月議会のお答えでは、松茂町と徳島市が少し遅れているというふうなことを聞いたんですが、これ市町村が、基本的には進めていくことではございますが、県としても指導していくというようなことではございますので、この辺りが今どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

## 大塚地域福祉課長

災害時要援護者の個別計画の策定なり、県の取組についての御質問でございます。災害発生時には、独り暮らしの高齢者の方、また障害者の方などの災害時要援護者につきましては、自力での避難が難しい、災害情報の伝達も配慮が必要だということで、委員お話しのとおり、災害時要援護者ごとのどういうふうに具体的に避難するのか、そういった個別計画の策定が非常に重要でございます。今の策定状況、9月に委員から本会議で御質問いただいた状況からは変わっておりません。24の市町村のうち、22の市町村が着手中という状況でございます。

この個別計画の策定の前提としまして、この名簿の作成登録というのがまず必要になります。こちらのほうが、本人の同意あるいは家族の同意が必要ということで、約9万人ぐらいいるのでないかと推定しております。この災害時要援護者の方、そのうち同意が取れて、今、名簿ができておるのが、約三万人ということではございます。先ほど話がありました昨年6月に災害対策基本法が改正されまして、今までこの本人同意が必要であったものが、不要になった。そういった改正もなされまして、この4月から各市町村が、災害時要援護者の名簿を作成、これが義務付けられることになりました。ですので、県のほうでも、その名簿の作成の留意事項であったり、自主防災組織や民生委員との情報共有、情報提供の仕方、こういった辺りを市町村向けの災害時要援護者支援対策マニュアルに落とし込みまして、その改訂版をこの1月に作りまして、各市町村の防災担当者あるいは副市町村長、そういった方に直接周知も図っているところでございます。この個別計画を進めるに当たって、その前提となるこの名簿の作成、これが4月から義務付けということですので、まず100パーセントこの名簿ができると、こういった取組を県としても、マニュアル等を通

じてしっかり支援していきたいと、このように考えております。

#### 黒崎委員

4月から義務付けられるということで、以前と少し環境が変わってきたなど、そういう印象が持たれるわけですが、個別計画で、先ほど課長さんおっしゃった、対象が九万人ほどいるということでございますが、これ九万ってえらい数字でして、九万というのを個別に一つずつ対応を作り上げていくっていうのは、市町村は大変なことなんだろうと思うんですけど、この九万という数字が、どのように出てきたのか。まだ、名簿全体ができ上がってないんですが、この九万という数字がどのようにでき上がってきたのか、なぜ九万という数字になったのか、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

#### 大塚地域福祉課長

この災害時要援護者の名簿、それから個別計画の策定につきましては、半年ごとに県のほうで独自にも調査しております。国のほうからは毎年1度、4月1日時点で調査がかかってまいります。県のほうでその際に、名簿の作成に着手している、作成が済んでいる、個別計画に着手している、着手していない、そういった調査と併せて、どれぐらい災害時要援護者の対象になる方がいますかということで、市町村から数字を回答いただいております。取り方はいろいろございます。高齢者の方でも、65歳以上の方は全て入れる、あるいは独り暮らしの高齢者の方を入れる。これ市町村によっていろいろなんですけど、それぞれが災害時要援護者と位置付けた方を集計しますと、約九万人という数字になったところでございます。

#### 黒崎委員

いずれにしても、これ大変な数字でございますんですけど、災害はいつ来るか分からないというのが、いつも私が言っていることでありまして、急がなければいけないことなんだろうけれども、九万というこのとてつもない数字でございますんで、どんな予定で、どのように、大体いつ頃までにこれを成し遂げたいとお考えになっているのか、もしそういうのがあれば、お聞かせいただきたいし、なければ、頑張っていたきたいと言うしかないんですが、どうでしょう、そこら辺はある程度、これぐらいまでにとお決まりになってますか。

#### 大塚地域福祉課長

これは元より、市町村の取組ですので、各市町村において計画的に進めていただきたいなというふうには思っております。今年度、南部圏域ですと、1市4町で個人、個人の避難計画を作るのは非常に難しいと。ですので、集落でどのように避難するかと、集落避難支援プランというのにも取り組んだりしておりますので、各市町村ごとに、例えば沿岸部であれば、津波を相当意識した計画になりますでしょうし、県西部内陸部でしたら、大き

な台風災害とか、そういった場合にどうするかと、それぞれ市町村のほうで、地域防災計画に災害時要援護者対策を位置付けていただきまして、計画的に進めていく。県のほうではマニュアルの周知だったり、地域に行きまして寄り合い防災講座なんかもしております。そういったことを通じて、計画的に進むようにしっかりと支援していきたいと考えております。

#### 黒崎委員

市町村が中心で進めていく事業でございますので、その集落集落で避難する、避難計画を立てるというふうなことも一つの考え方だと思います。ただ、また言いますけど、いつ災害が来るかも分からないので、できるだけ急いでいただかなければならないという思いで、私、今言よんです。これは決して、県が中心で、ど真ん中で旗降ってやれという話じゃなくて、県はあくまで後押しをしていくというふうな役割なんだろうと認識をしておりますので、ぜひとも、市町村にも御理解いただき、またいろんな情報も差し上げて、この南部圏域での集落でという一つの方法、方策でなかろうかと思っております。こういったことも一緒になって、こういった考え方もあるんだということをお伝えいただく中で、できるだけ早く、その九万と言われている、想定されているその数字を、皆さんの名簿を作成して、そして個別に避難することができるというようなことをやっていただきたい。なかなか大変なことなんで、えらいことなんだろうと思っております。ぜひとも、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それと、もう1点なんですけど、昨日かな、学校の高台移転とか高層化のことが出ておりました、新聞に。これは、知事も沿岸部の学校の高台移転とか高層化とか、そういったことを2年ぐらい前から、政策提言で政府にも民主党政権にもそうですし、自民党政権のほうにも同じように出されておったと。それがやっとなりになって、見えてきたんかどうかわかりませんが、学校の設備の整備指針の改定の中で、そういったことも国がやるというふうなことを文科省が発表しておりました。自治体の財政についても、そういう必要な財政についても、国のほうは支援するんだというふうなことでございますので、これは大変良かったなと。徳島県も財政的に厳しいですから、こういったことに国の支援を頂けるといふのは有り難いことだと。

ただ、高台移転あるいは高層化は、逃げる所がない所はそうですよということだろうと思うんですが、徳島県の南部のほうに小学校、中学校、高等学校と、市町村の関係から県との関係といろいろな学校があると思うんですが、例えばこれに該当するような学校が、何校か多分あるんだろうと思っております。今度の文科省の指針に該当するような。そういったことを、今後、県の教育委員会のほうでは、どのように対応なさっていくのか。まだ発表されたばかりですから、なかなか今決まってもせんということかもしれませんが、国がしっかりと財政的に支援してくれるというところで、ましてや知事も何年もの間、政策提言でずっとされてきたことでございますので、ぜひとも高台移転あるいは高層化、これに積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、それについて、教育委員会のほうの御所見

をお尋ねしたいと思います。

#### 稲塚施設整備課課長補佐

ただいま黒崎委員さんから、公立学校施設の高台移転等に関する御質問を頂きました。徳島県におきましては、沿岸部を中心といたしまして、津波浸水が予想される学校が多くございます。校舎上層階や屋上への避難で対応できる学校も多くありますけれども、学校内に適切な避難場所がなく、学校外の高台等へ避難する必要のある学校もあるかと思えます。徳島県では、先ほど黒崎委員さんおっしゃいましたように、平成24年度に津波浸水の危険がある学校の高台移転等に関する国からの財政支援につきまして、国へ政策提言を行ったところでございます。この度の新聞報道におきまして、文部科学省におきましては、沿岸部に立地し、津波が発生した場合に避難場所がない学校の高台移転や高層化を地方自治体に促す方針を決めた、2014年度の早い時期に学校施設整備指針を改定し、方針を明記するほか、自治体への財政支援も検討する、このような新聞報道が、最近なされたところでございます。県の教育委員会といたしましては、直接、文部科学省から、現在の段階では具体的な情報は、まだ頂いておらないところですが、今後、県といたしましても、情報収集に努めるとともに、今後とも国に対して機会を捉えまして、補助等の財政的な支援を働き掛けまして、市町村に対しても必要な情報提供や提言に努めてまいりたいと考えております。

それと、委員さん御質問の津波からの避難の状況でございますけれども、まず県立学校につきまして、御説明させていただきます。県立学校につきましては、津波浸水が想定される学校が、高等学校が13校、特別支援学校が4校の合計17校でございます。その17校の津波からの避難なんですけれども、津波浸水の想定の高さも示されておまして、その中で最近、基準水位というのでも示されております。基準水位とは、津波浸水想定の高さに、建築物等への衝突による津波の高さの上昇を考慮いたしまして、必要と認められる値を加えて定める水位であり、津波の発生時における避難上の有効な高さの基準となる数値であります。

県立学校で津波浸水が想定される学校17校のうち、基準水位が最も高い学校は小松島高校で、約3.8メートルでございます。以下、鳴門渦潮高校、鳴門高校なども含め、5校が3メートル台の基準水位となっております。学校の1階当たりの高さは3メートル以上でございますので、基準水位が最大の小松島高校の3.8メートルの場合、3階の床で6メートル以上の高さとなり、3階以上の階に避難することによりまして、生徒教職員と付近の住民の方等が、津波から安全に避難することが可能と思われまます。小松島高校につきましては、4階建てでありまして、他のほとんどの学校も3階建て以上であります。唯一、浸水が予測される、ひのみね支援学校につきましては2階建てでございますが、基準水位は3.1メートル程度でありますので、同校の2階の床の地盤面からの高さは4メートル以上ありますので、2階まで浸水の影響は及ばないと考えております。また、隣接する3階建ての、みなと高等学園への避難も可能となっております。以上のことから、県立学校にお

きましては、津波が発生した場合には、校舎の上層階や屋上へ避難することによりまして、津波からの避難が可能と考えております。以上のことから、県立学校につきましては、沿岸部の学校も含めまして、高台への移転を検討する必要はないと、現在の段階では考えております。

#### 黒崎委員

分かりました。やっぱり、ばんと当たったら、水位が上がるんですね。それで、これだけの高さが必要だけれども、今のところ必要だと考えられている17校については、高台移転しなくても、高い階層に避難すれば助かるというふうな判断であると。そんなことでしたら、そのほかにも小学校、中学校あるわけでございますので、そっちのほうも、ぜひともちゃんと検討していただくように、市町村に働き掛けていただいて、国のほうからも財政支援が得られるということでございますので、ぜひとも有効に財政を活用して、いろんな大きな被害を受けた小学校、三陸のほうにもございますが、そんなことのないように、しっかりとした想定の下でやっていただきたい、そう思いますので、要望をして質問を終わります。

#### 古田委員

私からは、避難所になっている、防災拠点とか、県立学校とか、市町村の施設などで、太陽光パネル、蓄電池内臓、最近のは全て内臓していると伺っているんですけども、太陽光パネルやLEDの誘導灯がどのくらい設置されているのか、26年度予算として8校分を、今回、県立学校のほうで太陽光パネルを設置するというふうなことが言われておりますけれども、今の状況をまずはお聞きしたいと思います。

#### 稲塚施設整備課課長補佐

ただいま古田委員から県立学校における太陽光発電装置、屋外LED照明灯の設置の状況及び今後の計画等についての御質問を頂きました。

まず、太陽光発電装置についてでございますけれども、県立学校における太陽光発電装置の設置状況につきましては、これまでに徳島科学技術高校など4校に太陽光発電装置を導入しております。さらに、改築工事を行ってまいりました盲聾学校につきましても、今年1月末に新校舎が完成し、先月2月に校舎屋上に太陽光発電装置及び蓄電池の設置が完了したところです。また、鳴門渦潮高校におきましても、現在改築工事中の管理情報棟に平成26年度末までに設置する予定としております。

来年度につきましては、今古田委員がおっしゃいましたように、県立学校8校におきまして、国からのグリーンニューディール基金を活用いたしまして、太陽光発電装置及び蓄電池を設置する予定としております。太陽光発電装置につきましては、環境教育や非常用電源の確保という観点からも非常に重要な設備と認識しておりまして、今後、順次他校にも設置していきたいと考えております。



次に2点目のLED太陽光の屋外に設ける照明灯の件でございますけれども、まずその照明灯の内容につきまして御説明させていただきます。屋外LED太陽光照明灯につきましては、昼間に小型の太陽光パネルを通じて蓄電池に充電いたしまして、夜間にLED照明灯で、学校内の出入口や通路を照らし、災害時には避難経路を照らす役割も果たす目的で、県立学校におきまして、現在設置を進めているところでございます。設置の形態といたしましては、校舎の壁面や既存の独立したポールなどに設置したり、新たにポールを建てて設ける場合もございます。県立学校避難所施設強化充実事業におきまして、各県立学校に整備をこれまで進めてきておりまして、現在21校において整備が完了しております。1校当たりの設置箇所につきましては、学校によって若干の差はありますけれども、おおむね5か所から7か所ぐらいの設置となっております。今後も順次整備を進めてまいりまして、平成30年度末までには全ての県立学校に屋外LED太陽光照明灯を設置したいと考えております。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

私のほうからは、今は県立学校の話だったんですけれども、市町村及びその他の県の防災拠点施設の太陽光発電、LEDの導入状況についてでございますが、危機管理部におきましては、平成23年度から、これまで、とくしまゼロ作戦緊急対策事業といたしまして市町村が実施します避難路とか避難所などの整備に対し、支援を実施しております。この中で、震災時の停電に備える観点から、避難所や避難ビルにおける、太陽光発電パネルや蓄電池、LED誘導灯の導入について、補助対象としているところであります。この実績といたしましては、避難路における避難誘導灯も含めまして、平成23年度が18か所、平成24年度が43か所、平成25年度は実績見込みとして58か所と、毎年増えてきておりまして、3か年の合計で119か所の整備を支援してきたところであり、今年度も実施しているところであります。

また、県立学校の話にもありましたけれども、県民環境部におきまして昨年度から再生可能エネルギー等導入推進資金、いわゆるグリーンニューディール基金により、防災拠点や避難所となる県、市町村施設を中心に、それを優先的に太陽光発電、蓄電池などによる、再生可能エネルギーの導入を促進しているところであります。この基金の実績といたしましては、平成24年度に2か所整備しまして、今年度は市町村施設で7施設、県施設で8施設の整備完了を見込んでいると聞いておるところでございます。

#### 古田委員

徳大の先生や学生さん達が、美波町の木岐地区、私もちょうど先生方が学生さんと一緒に、聞き込みをずっとされている時に、ちょっと用事があって木岐に行っていた時にちょうど遭遇したんですけれども、大変暑い中を一軒一軒歩かれて、聞き取り調査をされていたんですけれども、そのことが新聞報道されて、意識調査とか、いろいろ言われる中で、避難所への案内標識が皆無に近いと、それから備蓄不足、夜間の街灯がないとか、そうい

うことが指摘されたということで報道されたんですけれども、今それぞれの拠点施設とか県立学校とか市町村の学校とか、いろんな所、避難場所などに順次太陽光パネルや誘導灯を造られていっているということなんですけれども、県立学校の場合は全ての学校に、平成30年度までに設置をするということなんですけれども、ぜひ少しでも早く設置をしていただきたいと思います。

それと、標識なんですけれども、私は高知市のある地域を見て来たんですけれども、やなせたかしさんのアンパンマンとか、ばいきんまんとかいろんな、そういう子供たちにとってもすごく親しみが持てる表示をしているんです。ここは津波がどれだけ来ますよとか、それから避難場所に対しては、ここをこう行きますよという避難路を矢印で示したりとか、すぐ近くに保育所も幼稚園もあるというような地域でしたけれども、そういう標識が、ぜひ必要でないのかと、この徳大の先生方の間でも、避難所への案内標識が皆無に近いというふうなことを書かれていますので、避難場所や避難路の整備とともに、その地域の方々がその避難路を知っているだけじゃなくて、やっぱりそこを訪れている観光客の人とか、そういう人たちの目にも触れるように、標識をきちんと、余りお金はかからないと思いますので進めていただきたいと思うんですけれども、その点はいかかでしょうか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

避難路の誘導する標識等の質問でございますけれども、先ほど申しました、とくしまゼロ作戦緊急対策事業によりまして、現在津波避難路における避難誘導灯と合わせて避難誘導標識というのも助成対象としておりまして、この誘導灯、避難標識も合わせまして、この3年間で1,172か所、設置の支援をしてきたところでございまして、これにつきましても、23年度が126か所、24年度が190か所、25年度が856か所ということで、避難標識につきましても、かなり皆様が目につくように広がってきたのではないかと考えておりますけれども、まだまだ設置を増やしていく必要があるという御指摘もございますので、実は来年度、このとくしまゼロ作戦緊急対策事業は、大幅な予算拡充を提案させていただいておりますので、この中で市町村への十分な支援をしてまいりたいと考えております。

#### 古田委員

積極的に進めていただきたいと思います。

それと、防災訓練に関してですけれども、ちょうどお聞きしようかなと思っていたら、今日のお昼のニュースで、美波町のほうで夜間の避難訓練を小学校の5、6年生対象で、星空観察と一緒に合わせて行ったというニュースが流れていたんですけれども、やはり先生の間でも夜間の避難には不安の声があると。真っ暗の中を避難することになるのではないかと。街灯がないとかいうふうなことで心配されておりますけれども、避難訓練をそれぞれのところで積極的に進められていると思いますけれども、夜間訓練を、ぜひ視野に入れて行っていくようにしていただいたらどうかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

#### 高原体育学校安全課長

古田委員から避難訓練等の実施についての御質問をいただきました。

教育委員会では、防災キャンプを国の事業として実施いたしまして、地域の方と学校、あるいはPTAと学校、あるいは地域の公民館と一緒に防災の学習や訓練を行うというようなことを実施しております。夜間の避難訓練については、実数としては把握しておりませんが、この後調査をしてみたいと思っております。今、手元の資料で避難訓練について御説明をいたします。

本年度4月1日から12月末までの間で、学校が主催しまして実施した避難訓練の中で、通常の昼間の学校だけの訓練を別としまして、登下校時に避難訓練を実施した学校については、小中高、全日制定時制、それから特別支援含めまして52校でございます。登下校の途中に実施したのが52校。それから、先ほど古田委員から御指摘いただきました地域と連携して避難訓練を実施した学校については、132校となっております。1月以降の数字がまだ把握できておりませんが、徐々に防災管理マニュアル等の指導もしておりますので、地域と一緒に訓練をするというようなことで、今後も指導をしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### 古田委員

いろんな時間帯それから場面、そういったことも想定されて、訓練を実施してくださるように、お願いしておきたいと思ひます。

それと最近いただいた教育のお便りのふれあいひろばの中で、防災クラブが、県下の高等学校で15校、中学校10校において、クラブで活発な活動をされているというふうなことが紙面に載っておりますけれども、こうした活動が、さらに広がっていくように、教育委員会として取組を進めていただきたいと思ひますけれども、今15校と10校ですけれども、これをうんと増やしていくというようなお考えでしょうか。

#### 高原教育委員会体育学校安全課長

古田委員から、防災クラブについて御質問をいただきました。

今年度まで防災クラブを設置した学校については、今委員がおっしゃったとおりの数字となっております。平成26年度につきましては、高等学校5校、それから中学校7校を新しく指定しまして、防災クラブの育成に努めたいと思ひます。今後ともその数が増えていきますように努力してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 古田委員

高校生や中学生が、今後ずっと地域でも活躍をしてくれると思ひますので、ぜひ広げていっていただきたいと思ひます。

次に、今全国で井戸の登録というのが進められていると思ひます。鳥取県も、今年の

1月6日から始めましたということで、ホームページを見てみますと、災害時の協力井戸募集をされておりました。水道のことは大体市町村がやっていることだと思うんですけども、4役場と一緒にあって、鳥取県の場合は始められているんですけども、生活用水の確保というのが、阪神淡路大震災でも、また、東日本大震災の場合でも、断水をして水がない、顔を洗う水もないというような状況が随分長いことあったと思うんです。そのために、ぜひ日頃からしておいたらどうかということで、仙台市の場合は、東日本大震災前、平成12年度からその登録を進めていたそうで、221か所のうち、84か所で水を供給してくれることができたということで、大変役に立ったということでもあります。

また、京都市の場合も阪神淡路大震災、それから新潟県の中越地震などの教訓を受けて、平成16年12月からスタートをさせて、現在24年3月31日現在で、584戸で協力井戸の登録ができて、それをマップにもして、どこそこへ行ったらお水がもらえるというふうなことを、ホームページでもよく分かるようにしているんですけども、ぜひ徳島県としても、既にされているところがあるかも分かりませんが、今の状況と、今後、こういう取組を徳島県でもされたらいかがかと思うんですけども、どうでしょうか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から、災害時の活用という観点から、井戸の登録制度について御提案をいただきました。

現在県におきましては、家庭用の井戸といったものの登録制度というのはやっておりませんし、防災面に限った登録制度というのは現在実施しておりません。しかしながら、県では県立学校を中心に、防災井戸を設置する事業を始めていたり、県といたしましても、これから市町村が避難所周辺あるいは避難所において井戸を掘るといった場合には、支援をしてまいりたいと考えております。この登録制度というのは初めて聞きましたので、今後情報収集させていただきたいと思っております。

#### 篠原安全衛生課長

井戸の件につきましては、例えば小松島市では災害時の協定ということで、市と個人の家庭のほうで協定を結ばれている事例がございます。それで、生活水でなしに飲用水とするときには検査なども必要なので、安全性の部分が必要なんですけれども、水の確保をということで、重要なことなんで、我々も市町村と水の関係でお話するときには、そういう制度があるということ、他県でもされているということで、お話を挙げていって、そういうことが議論されるような場を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### 古田委員

それぞれ、災害時の井戸の登録というふうなことでホームページを引きますと、たくさんの方でもう既にされていると。大阪府の場合も市でスタートさせている、2市ある、豊

中市なんかはあるんですけども、その他の市町村で登録を進めて、今1,346の登録ができていますので、まあそういった事例も、これは新しく井戸を掘るというのではなくて、今ある私たちがずっと昔、その水道が出来上がる前なんかは使っていた井戸が残っているような所は、そういう所がもう一度使えないか、そういう掘り起こしとか、情報を集めて、登録してもらって、今言われたように、飲料水に使うのではなくて、洗濯とか、おトイレの水なんかに利用する、そういう生活用水に使う水だということで、それぞれ確保されているようなので、ぜひ徳島県としても、こういった方法で少しでも災害時に水を確保するという点で、取組を強めていただきたいと、取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、前々からお願いをしているんですけども、大地震や津波が起こった際に、アスベストやPCBなんか漏れ出して、二次被害が起こらないようにするというのも大事なことだと思うんです。この前配っていただいた環境の基本計画の中にも、南海トラフ巨大地震を迎え撃つという中に、有害物質の漏れや飛散対策の体制強化を図るとか、モニタリング体制を強化していくとか、いろんなことが書かれているんですけども、今現在アスベストを含んだ校舎とか、いろんな所では飛散しないように、そういう対策はちゃんと取れているのは承知しているんですけども、やっぱり大地震が起こると、津波も起こるといような地域では、ぜひともそれは除去しておくというのが、壊れて飛散するというのを防ぐ第一のことですので、お金もかかりますけども、今どのくらい残っているのか、そしてその対策はどのようにしていかれるのか、PCBのほうも平成27年度末には全て北九州の工場のほうへ運ばなくては行けないと、あと2年に迫っているわけですけども、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

#### 稲塚施設整備課課長補佐

ただいま、古田委員から、学校の校舎におけるアスベストの状況及びPCBの状況についての御質問を頂きました。

まず、アスベストに関することにつきまして答弁させていただきます。県立学校におけるアスベスト対策の状況でございますけれども、現在県立学校46校中、9校におきまして、アスベスト含有建材を使用した施設が残っております。吹き付けひる石とパーライトという建材でございますけれども、安定状態であることを確認しております。通常飛散するおそれはないと考えております。なお、9校のうちの1校におきましては、現在除去工事中でありまして、今年度中この3月末までには完了する予定となっております。また、別の3校につきましても、来年度中には耐震改修工事及び解体工事によりまして、除去が完了する予定となっております。残りの5校につきましては引き続き適正な維持管理に努めるとともに、安全・安心の観点からも改修工事等に合わせた除去や囲い込み、封じ込めなど必要な対策について検討をいたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、PCBについての御質問でございますけれども、施設用蛍光灯などのPCB使用安定器につきましては、昭和47年に製造が中止されまして、既に県立学校施設におきまし

ては、PCB使用機器等は、全て撤去又は交換により安全対策を完了しております。取り外した高濃度のPCBの処分につきましては、コンデンサ等に含まれるPCB24台及び安定器に含まれるPCB、1万5,067個につきましては、平成26年度末までには、北九州の処分場にて処理を完了する予定となっております。また、低濃度のPCB19台につきましては、今のところ処分期限や処分方法は未定となっておりますが、方針が決定次第処分することとなっております。これらのPCBにつきましては、処分されるまでの間、各学校におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、厳重に保管、管理しております。平成25年度におきましては、高濃度のPCBが含まれるコンデンサ3台、安定器9,016個を処理したところでございます。残る高濃度のPCBにつきましても、平成26年度末までには処理を完了する予定となっております。

#### 古田委員

着実に進めていただいていると思いますけれども、今のは県立学校の分だったんですけども、民間の企業とか県内にはいろんな所に、このアスベストやPCBがまだ残されているかと思うんですけども、その点、他の状況も、民間の分も含めて分かりましたら、お尋ねしたいと思います。

#### 松田建築指導室長

ただいま古田委員から、民間建築物のアスベストの使用状況についての御質問を頂きました。

全国的に、国土交通省からの依頼によりまして、平成17年度に徳島県におきましては、延べ面積が1,000平方メートル以上の民間建築物につきまして、アスベストの使用状況について調査をいたしております。その結果、対象となった施設は、1,757施設ございました。そのうち吹き付けアスベスト、それからアスベストを含有する吹き付けロックウール、いわゆる飛散性の高いアスベストと申しておりますけれども、それが使用されておりました施設が県下で39施設ございまして、その施設に対しましては、除去あるいは囲い込み、封じ込めといったアスベスト対策の実施を指導してまいりまして、現在39施設のうち30施設につきましては対策が完了いたしております。9施設がまだ残っておりますけれども、この施設につきましても、できるだけ早期にアスベスト対策が実施されますように指導を続けてまいりたいと考えております。

#### 九十九都市計画課長

県管理の公園の中でのPCBの廃棄物の処理について御説明させていただきます。

公園についても同じく、公園施設において、全ての撤去交換が完了してございまして、撤去後の、取り外したPCBにつきましても、倉庫に保管しておりました物について、今年度処分を完了する予定となっております。

## 古田委員

次の大地震や津波で、新たにまた飛散して被害が起こるといふことのないように、除去していくのが一番の方策だと思いますので、その方向で、民間でも、そして学校、県有施設はもちろんですけれども、進めていただきたいというふうに思います。

次に、新年度予算でも老朽危険空き家除却支援事業というのが、平成25年度から実施されておりまして、25年度は当初予算で600万円、補正で400万円で、1,000万円の事業がされてきたんですけれども、来年度は、それがもう少し増やされて、1,400万円の当初予算が付いているんですけれども、今この空き家の除却が、どのくらい進んでいるのか、今後、どのように進められていくのか、お尋ねをしたいと思います。

## 松田住宅課建築指導室長

ただいま、老朽危険空き家除却支援事業につきまして、御質問を頂きました。

この事業は地震時に道路を閉塞するおそれのある、老朽化して危険な空き家について、その除却を促進し、地域の防災性の向上を図るため、平成25年度に創設したものでございます。今年度の状況でございますけれども、今年度は7市町でこの事業にお取り組みいただきまして、補助金を利用して除却を行った戸数については、36戸ということになっております。来年度の予算を、今年度の1,000万円から1,400万円に増額をさせていただきたいという、当初予算を提出してございますけれども、来年度につきましては、本県に点在いたしております、倉庫、店舗等の老朽空き建築物につきましても、災害時には同様に道路を閉塞するおそれがあるということで、来年度予算の分につきましては、空き建築物についても、新たに補助対象にしてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、市町村で来年度予算に向けて予算要求をしていただいているところでございますけれども、今年度は7市町でお取り組みをいただきましたけれども、現時点で、11市町で予算要求をしていただいているというふうにお伺いしておりますので、来年度につきましては、今年度よりも更に除却戸数が増えるものと考えております。引き続き、その他の市町村につきましても、事業導入の働きかけを行いまして、空き家対策推進に取り組んでまいりたいと考えております。

## 古田委員

これは、倒壊すれば道路を半分以上塞いでしまつて、避難するのに困るというような所が対象というふうに聞いておりますけれども、そういった所の、除去工事をしていただいで、避難路の確保にしっかり努めていただきたいと思います。

次に、河川の改修事業のことで、お伺いをしたいと思います。多々羅川の河川改修が少しずつ進められているんですけれども、この地域は鉄道高架のときにも、少し本会議でも指摘をさせていただいたんですけれども、大変大雨が降ると、じきに潰かつてしまつて、浸水で悩まれているというふうな地域でございますので、多々羅川の改修というのは急いでいただかなければと思うんですけれども、今回河川改修のところで、予算が付けられてい

るんですけれども、現在、全体の計画からすれば、どのくらい進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

森河川振興課長

ただいま、委員のほうから、徳島市にございます多々羅川の河川改修の進捗状況ということで御質問を頂きました。

多々羅川につきましては、徳島市の南部を流れまして、下流で大松川に入りまして、大松川からさらに、園瀬川に流れ込むといった、県管理の河川でございます。この多々羅川の改修につきましては、下流にございます大松川と併せまして、昭和54年度から事業着手しております。昨年度までにございますけれども、下流のほうの大松川につきましては、約3.1キロメートルの改修を終えております。それで現在にございますけれども、改修が終わりました地点の上流、具体的には徳島市道の多々羅川橋という橋にございますけれども、そこから上流のほうに向けまして、今現在整備を進めておるというところにございます。その中でも、特に市道の多々羅川から県道宮倉徳島線の地蔵橋までの間、約320メートルにございますけれども、重点区間という位置付けをいたしまして、その区間について、重点的に用地取得に当たっているというところにございます。

古田委員

全体計画からすれば、何パーセントくらい整備が進んでいるんでしょうか。

森河川振興課長

今の進捗状況というお話でございます。

この多々羅川、大松川の河川改修につきましては、延長で申し上げますと、全体延長、約4.6キロメートルでございます。それで先ほど申しましたように、改修済みの延長が、3.1キロメートルというところにございますので、延長で申しますと、約3分の2が完了しているというところにございます。

古田委員

そしたら、あと3分の1の改修ということで、今、用地買収などに取り組んでおられるということなんですけれども、見込みとしたら、いつぐらいまでに、過去、用地買収もされて少しずつ進めて来られたと思いますけれども、そういったことから考えましたら、あと何年ぐらいでできる予定なんでしょうか。

森河川振興課長

今後のめどというような御質問でございますけれども、どの河川でもそうでございますけれども、河川と申しますのは、皆様の貴重な土地を提供していただいて、多額の費用も必要になるということで、かなり時間を要するということが一般論となっております。こ



の河川におきましても、昭和54年度から事業着手ということでございますけども、今年度におきましては、約8,000万円の予算で事業を進めておるといこと、来年度におきましても、御提案させていただいております予算が、1億5,000万円ということで、県といたしましても、加速させるべく、事業を進めて、早期整備を目指していきたいと考えております。

古田委員

昭和54年度からかかって、3分の2まできたということでいきましたら、あと10年ぐらいはかかるということでしょうか。

森河川振興課長

県といたしましても、予算を確保しつつ、鋭意用地取得に努めてまいりまして、早期完成に努めてまいりたいと。ただ、具体的な完成めどというのは、今現在、持ち合わせてございません。申し訳ございません。

古田委員

地域の方々は、河川改修はぜひ大急ぎで進めていただいて、大雨の際にも、しっかり進めていただきたいと望んでおられますので、私も早く改修を進めていただきたいということは要望しておきたいと思っております。

最後に、男女共同参画の交流センターのフレアとくしまの件なんですけれども、東日本大震災で、子供さんを持つお母さん方が、それぞれこういう状況で、3.11の震災時どうであったか、その後どうであったかというふうなことを本にまとめられているんです。その中で、本当に女性ならではの悩みなんかがあって、男女共同参画センターは、日頃から女性や高齢者や子供さんの悩みに向かい合ってくださっているんですけども、ふだんからそういうふうな、相談に乗ってくれている所ということで、さらにこの大震災の際にも大変心強い味方であったというふうなことが、いろいろな場面に出てくるんです。その実際に震災を受けた方々の手記の中からそういうことを考えましたら、このフレアとくしまの役割というのは、やっぱり大きいものがあるかというふうなふうに思うんですけども、震災時、発災の時に、どのように対応していくのかというふうなことも、ぜひ示していただいて、そしてその被災した人に、そこでいろんな相談も受けていただいて、心強い味方として対応してくださるといふふうなことで、その辺りの心構えというか、どういうふうに向かわれる予定なのか、お伺いをしたいと思っております。

志田保健福祉政策課長

フレアとくしまについてのお尋ねでございますけども、大規模災害発生時に、保健福祉部といたしましては、まずは、救命救急、命を助けるということで、DMA Tの派遣等をはじめとした医療面の対応があります。それに引き続いて保健衛生面で、避難所の立上げ

の状況把握、避難所での人材物資の不足の状況の確認、あるいは避難所で生活されてる方の健康状態の確認をしまして、必要な対応につなげていくということがあるんですけども、それと併せて委員がおっしゃいましたような、体の面、あるいは精神面での相談に応じていく体制を整えるということが非常に重要であると考えております。

それで、いろんな相談機関がございましてけれども、お尋ねのフレアとくしまにおいても、ここは男女参画社会作りの拠点として、人材養成でありますとか、普及啓発の講座をやっておりますけれども、それと併せて相談員を配置しまして、各種の相談に乗っております。それで、災害時におきましては、いろいろこれからの不安でありますとか、精神面、ストレスとかを訴える方も多いと思われるので、まずその辺の相談事業の立上げというのが重要だと思っておりますので、フレアとくしまにおきましては、災害時には、まずその相談事業のところの体制整備を、まず最優先に考えていく、そういう備えをしてまいりたいと考えております。

古田委員

いろいろ対応してくださるということですので、市町村のいろんなそういう女性の悩みなどの相談に乗ってくださっているような施設なども一緒に取組を強めてくださるようお願いをして終わります。

西沢委員長

小休いたします。(14時34分)

西沢委員長

再開いたします。(14時47分)

先ほどの水の確保の問題ですけれども、私もずっと、表なり裏なりで言ってきました。井戸とか、それから打込みポンプですか、パイプ打ち込んでするんですね、あんなのとか、いろいろ種類があって、金がかかるもの、かからないもの、それから井戸があったとしても、管理も大変だし、いろいろありますね。それから打込みポンプでも、その井戸でもそうですけど、浄化する方法もありますね。だから、飲むこともできるやり方もありますよね。そんなの残念ながら、もらった計画の中には、これ入ってませんね。備蓄の問題でこれが入ってないんで、私ずっと言ってきたのに、非常に残念でした。井戸とか打込みポンプとか、そんなをずっと利用したら、ずっと使えてええじゃないかと。例えば1本を、打込みポンプ、5センチメートルぐらいのパイプを打ち込んで、そこから出すと、例えばドラム缶にして1本2本出てきても、それが100人前後でもなりますんでね、ですから、10本あちこちに打ち込んでおいたら、1,000人単位で、水がずっと助かりますんでね、やっぱりそんなことをメインにするほうがいいんじゃないかなと。水を備蓄するというのだけではなくて、そちらのほうをメインにしたほうが、私はいいいんじゃないかと。その点、入ってないのが残念ですということ、まず言うときますね。

それから、さっきも言ったけど、備蓄の物もやっぱり食べる人のことを考えてやってほしいなと。乾パンとかビスケットとか、簡単でええんだけど、長いこともつんだけど、歯がなかったら、入れ歯を忘れたら、食べられませんので、そんなことも考えて、備蓄は何をしたらいいかということも考えてほしいと思います。

それから、最近スロースリップのことが問題になってますね。私もずっと言ってきましたよね、地震がちっちゃくても、大きな津波が来る場合があると、これをもっと声を大きくして言ってちょうだいよと。関東とか東北のほうでは、スロースリップが起り始めました。どうもスロースリップの間隔が短くなると、また大地震が起こるということを書いているものもあります。スロースリップがいかに問題になるかも分からない。次の地震は今までのスロースリップの所が、前回も起こらなかった、前々回も起こらなかった。

1,605年に起こったと言われてますんで、そろそろその地域で起こる可能性があります。単独で起こる可能性もある。だから、スロースリップというのは、こんなに地震がちっちゃくても、大きい津波が来る場合があるということを、やっぱりもっともって声を大きくして言ってほしいなというふうに思います。次にはそれが来るかも分かりません。それはそれで、言うところで終わっておきます。

それから、これも言うところでだけになるのかなと思ったんですね、残念ながら。今県のほうは、メガソーラーなんかで、災害のときにそれを利用しようということで、電気自動車とか、その対応とかいろいろやっていますよね。ところが、この委員会の中にはメガソーラーの関係者がいないですよ、残念ながら。ということで、言いつ放しになっちゃうんだけど、メガソーラーというのは全県下に、どこでもできるわけではないんですね。できない地域があるんですね。線がない所があるんですね、太い線が。それで、海部郡のほうは線が来てないんですよ。ということは、海部郡のほうにメガソーラー造ろうたってできない。じゃあ四国電力に言うたら、線を引いてくれるのかと。引きませんと。売電はしますけど、家屋のほうは、そういうのは自前でやってくださいと。自前で線を引いてきたら、なんぼ金かかりますか。億単位で金かかりますよ、誰もしません。

だから言ったように、工業のほうは、なんとか引いてくれるという話ですけども、だからどうするんですかと。田舎のほうはメガソーラーはやらん、要するに、防災対策で電気は使えませんと。自分の家のこんまいんばかりやったらできるんですけどもね。だからそれをやっぱり国のほうに、その線をどうするのかと、やっぱり田舎のほうにもメガソーラーを造って、防災対策にもなると、そういうことも国のほうに提言してほしいなと。これは、だから、この中に担当者がおらんのだったら、そっから関係者のほうに言うといってください。水面下で話はしてありますんで、前向きに検討してくれるように思いますので、それはここで言うときです。ほれ以上しゃあないもんね。ここで議論したかったんだけど、しゃあないです。

それから、問題は次ですね。実は高知市のほうで今一番大きな問題だと思うのは、地震で沈んで海になっちゃって、浮き上がって来んと、もう水面下になっちゃうと。これ、高知市内のかかなりの面積ですよ。昔684年の白鳳の地震の時には土佐湾ができたというよ

うなことなんです。それで、毎回、沈んでるんです。室戸が上がって、高知市が沈むんです。これ文献、高知大学の岡村教授が書いてるんですけども、満潮時には75センチメートル潮位が上昇すると、それらも含めて1.95メートル沈むんだと、高知市はね。最大で1.95メートル沈むと。合わせて、市街地の大部分に当たる2,800ヘクタールが浸水すると。要するに街の中の高知市内は海になっちゃう。だから今、高知のほうは、そのために長期浸水対策の会を作って、どないしようかと言っているんです。

それで、私はそれを知ったんですけども、前のデータでは、30センチメートルか40センチメートルぐらいしか徳島のほうは沈まないということで、ちょっと私も安心しとったんですけども、最新のデータはどうなのと、今度のでかい地震が発生すると、その中で沈み方はどうなのと言って、データをもらいましたよね、資料をもらいましたね。教えていただいたデータでは、宍喰の辺りが70センチメートル沈んで、牟岐の辺りが80センチメートル沈んで、それから、蒲生田岬が1.5メートル沈んで、徳島市が1メートル沈んで、鳴門が75センチメートル沈む。ごっつい数字が大きいですね。それで、これだけ沈むのに、データとして私らも余り知らなかったですね。それで、どこやらの町に聞いたんです。あっちこっちに聞いたんです。そしたら、なんか沈むことは聞いたことあるけど、議論にもなっていないし、何の話もしていないって、どこの町も言うんですよね。で、こんなんでええんかと思ったわけ。最大1.5メートル沈むということは、場所によって沈み方が違う。ドーンと沈んだときには、当然地面も下がるし、海面も下がるから、1.5メートル下がっても、ドーンと沈むけど、地域によって牟岐は1メートル何とか、いう形で違うから、海面が今度はならそうとするから、そこで津波が発生すると、これも津波ですからね。で、沖のほうから来る津波じゃなくて、その辺りで発生する津波が出るということに、私はいろいろ考えて、そうだろうなと思ったわけです。それが、この今までのデータの中に入っとんかなと、次に思ったわけです。

それで、調べよったら大分前のデータの中にまず入ったわけですね。平成16年の10月号、これはおととい見つけたんです。何となしに見よったら、これ、平成16年の10月号とはどこも書いてないから、いつなのかなと分からなかったんですね。どこにも書いてない、日にちが。調べてもらったら平成16年の10月号で、ここに赤で書いてある。津波で沈む中で、赤で書いてある、これが沈下する量。これが平成16年の10月にはちゃんと書いてあるんですね。それでこれは、大体30センチメートルか、多くて40センチメートルぐらい、40センチメートルぐらい多い所で沈むと。私の記憶に余り違いがなかった。ほんで津波の中に入ってるよというのも聞いたことはあった。

次に、平成24年の12月号、1年ちょっと前のデータですね、これ。これを見ると津波は書いてあるんだけど、その中に、沈降によるものはないんですね。だから私たちは、新たなデータの中でどれだけ沈むかというのは、余りデータとして見たことないんですよ、これどこかデータ出たんですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、委員より、今回の南海トラフ巨大地震における、一昨年10月に更新しました津波浸水想定におきまして、地盤沈降量の取扱いといった御質問でございますが、今回平成24年10月に公表いたしました津波浸水想定におきましては、当然のことながら南海トラフのプレートの変動によりまして、地盤そのものが隆起又は沈降するということとなりまして、特に本県では沿岸部から内陸部全てが沈降するといったことで、最も大きいのが、蒲生田岬付近で、最も大きく沈降するといったことございまして、この浸水想定の数値シミュレーションの中で、実は沿岸構造物の変形とともに地盤沈降量についても考慮しておりまして、それを計算に含みまして、既に公表している浸水深水位20センチメートルを表す津波影響開始時間も、地盤沈降の現象を反映しております。その後の最大津波高、内陸部への浸水状況（「ほんなこと聞いてないんやけど」と言う者あり）それで、この沈降量については、計算結果としては含まれておりますが、公表はできていないといったところでございます。

（「してない」と言う者あり）

はい。していないというところです。

西沢委員長

じゃあ、なぜしなかったんですか。これ、中央防災会議はいつ発表したんですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

この津波浸水想定を作成するに当たり、内閣府の地盤変動データ等、国の内閣府のデータにつきましては、8月29日に、（「何年」と言う者あり）一昨年の9月に入手いたしましたので、県はそのデータを基に、平成24年10月、1か月後、2か月後に計算結果を出したといったところでございます。

（「なんで出さんの」と言う者あり）

なぜ、地盤沈降量を出さなかったかという点でございますが、これも、今回、南海トラフ巨大地震ということで、津波高が大きく議論されておりましたので、あと、浸水区域が広がるといったことで、沈降量については当時あの、特別、まあ計算上考慮に入れているといったことで、特出ししなかったものと考えております。

西沢委員長

すいません、ほんなんでいいんですか。誰も知らん中で、津波が来て、津波の高さに入ってますからって、それだけでいいんですか。先ほど、これ言いましたよね。この一番最初の平成16年10月号、これを見ると、津波が来るのは突喰ぐらいから5分、10分、15分、20分、25分、30分、35分、40分、ずっと5分刻みで書いてあるわけですよ。ということは、これ完全に沖からの津波ですよ、考え方が、この平成16年は。でも、ここでもさっき言うたように、この沈降量は書いてあるんです。40センチメートル前後ぐらいね、多くてね。そうでしょ、これはこう書いてあったんですけども考慮に入れてません。その辺りが沈

むことの中の変動はね。

それで、最近のものは、ちょっとばらばらですね。もっとちゃんと言いましたら、突喰から言います。ずっと上に上がっていきます。6分、4分、11分、10分、12分、19分、19分と言うのは今の蒲生田ですね。19分、23分、27分、25分、18分、19分、多少でこぼこになっています。きれいになってません。だから、入ってるのかなと思うんですよ、その辺りの変動を。でも、先ほど言ったように、蒲生田辺りが一番、1.5メートル沈むんですよ。牟岐が90センチメートル、徳島は1メートル。だから、蒲生田辺りに集中して、海面が一番低いから、水が来るわけですよ。それで、前回20分で、今回19分です。この最初の津波が来るのが。それでこれは、福井川河口でプラス20センチメートル、これは第1波だろな。だから、その差が、牟岐と、例えば徳島だと60センチメートルぐらいあるわけですよ、海面の差が。そちらのほうが当然、沖から来るよりも早いですよ、波が来るのが。なのに20分と19分。変わらないですね。本当に入っとんかと言いたいですよ。それも20センチ。蒲生田でそれだけ差があって、60センチメートルも70センチメートルも差があって、近くから、それでこう来て、Vの字の所に入って来るんですよ。そうしたら20センチメートルですか。だから、本当に入っとんですかと言いたい、まず、この計算が。どうもよく分かんないんですよ。ずっと見よったら。本当に入っとんですよ、計算上。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

計算上、地盤沈降を考慮して、津波の波形データによりまして、20センチメートルが到達するのが、福井川下流で19分というのは、間違いございません。

西沢委員長

入っとるか、入っとらんかっていうのは、沖からの津波じゃないんですよ。その前の海面変動からのやつも入っとんですかと言ってるんですよ。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

津波と限らず、地盤変動、海面変動に、その後発生します、海面の揺らぎというの、波形に入っておりまして、それも考慮した時間でそれで20センチメートルという時間でございます。

西沢委員長

ちょっと何か信じられないよね。周りとは大分差があって、海面の差があって、Vの字に集中してきて、椿泊が一番低いんですからね、そこへ集中して来るんですからね。それで、対岸もありますよ、和歌山のね。和歌山も同じぐらいです。1.5メートル前後ぐらいです、対岸もね。で、その中であんまり前回と、大昔のやつと変わらん。ちょっと私はどんなデータで、どんな計算をしたんか、中央防災会に聞きたいぐらいやね。これ入っとうって言うんやったら。ちょっとよく分からない。まあ、それは置いときましょう。

次にですね、先ほど言いましたように、これ、例えば、終わってしまったら、地震津波が終わって、まずは落ち着いたと。1.5メートル陸上は沈むんですね、樺のほうは。沈んだままですね。牟岐は90センチメートル、徳島は1メートル沈むんですよ。鳴門は75センチメートル、かなり沈むんです、陸上が。そのときに別に問題ないんですね。これ、問題視してないということは。そう捉えていいんですかね。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

津波のあと、地盤沈下によります長期浸水ということについては、懸念されるところでございます。

それで、東日本大震災の被災地におきましても、地盤沈下によりまして、その後、高潮の際に、宅地等、農地等の土地が浸水するといった状況も続いておりますし、先ほど、委員長から紹介のありました、徳島県よりも地盤沈下が懸念されております高知県では、長期浸水対策という検討もされております。本県につきましても、1メートル沈む所もありますので、地盤全体が下がるとなると、事前の防災対策というのは非常に難しい面はございますが、今後、東日本大震災の被災地の状況とか、高知の検討状況などを十分情報収集をさせていただきまして、本県にどう生かしていけるか、研究させていただきたいと考えております。

#### 西沢委員長

今まで、各市町村とこんな話はしたことがありますか。データはどんな出し方をして、どんな話をしたんですか、今まで。

#### 楠本危機管理政策課長

平成24年度、私、所管しておりまして、市町村には全部データをお渡ししております。それと、ちょっと誤解されたら、今の浸水想定にまだ、地盤沈下で津波とか、浸水が高くなるようなイメージを県民の方が持たれたら困りますので、各モデルで最大で、委員長よく御存じと思いますが、同時に海面のほうも下がりますので、津波浸水高というのは、今出しているのが、最大ということで、お示ししております。県民の方には、どれぐらいの津波が、どれぐらいの時間で、どれぐらいの高さで浸水するかということを、やはり分かりやすくお示しするために、当然いろんな要素が入っているんですが、県民の方には、住まれている地域には、これぐらいの時間で、これぐらいの浸水が来ますよというために、今お持ちの分は分かりやすく出した分でございますので、市町村に関しましても、当然全てのデータというのは、お渡ししておりますので、それと長期浸水に対する対応とか、それで、農林のほうでも、農業版のBCPとか、そういった中での復旧とかいうのも、検討はしておるところでございます。

今回はモデルも最大ということで、いろいろ重ねたので、前のと違ったので、沈降と言うても、それぞれの要素の重ね合わせなので、複雑なこれをお出ししても、一般の県民の

方で、とにかくどれくらい浸水するかっていうその分は、県民の方に分かりやすい分を示したものでございますので、ちょっと、専門的ないろんな中身というのは、また、データで細かいものはございます。

#### 西沢委員長

説明よう分からん。不安を与えるから出さない。国のほうは、そういうことがよくありますよね。でかい被害を被るときには、余り大きく出たくないという、国のほうは、思惑があるように感じられるときもあるんですよ。感じるときはある。ほなけど、県のほうは、私ら、特に私らに対しては、ちゃんと話をして、その中で、例えば今言うたみたいに、そんなんだったら、そういうようなことで、不安をあおらんように、このぐらいに抑えとる。しかし、後からその浸水域は、長期浸水の中で、影響ありますよと。これ、どないしますかとかいう、何か説明とか、表でできんかったら、裏でとか、いろんな話があっけしかりけど。資料としては、どっかに出てきたんかも分かりません。私も資料を全部見とるわけではありませんので。ほなけど、そういう話を、やっぱり私らでも、もし、気が付かなかつたら説明して、それで、対策ができるところは、とらないかんと思うんですよ。残念ながら、県のほうは、近辺の海面変動による波が、どのぐらいの時間で、どう来るかっていうのはシミュレーションしてないでしょ。国からのものをそのままでしょ。で、20分が19分になった。1分短くなっちゃったというだけで、それだけでいいのかなと思ったりします。私はちょっと疑問点があるからね。

で、やっぱりこういうことは、ちゃんと私らにも説明して、各町の防災担当にも説明して、何だったら、防災で一生懸命やっている地域の方々にも、説明せないかん所もあるかもしれない。その中で、長期でここは浸水するよと、後からそれが問題になってくるから、前もって、例えば家をそこに、海岸に建てる人は、ここで、1.5メートルも下がるんだから、ここは海になるよと。だから、それだったら、ちょっと上のほうに行っといたらどうですかとか、そんな話になってくるわけですよ、知っとなら。知らなかったら、そのままそこに建てたら、誰が悪いんですか。ほんなん教えてくれんかったって言うたら、裁判かけたら、負ける可能性がありますよ。そのぐらいのものだと思います。新築の場合、1.5メートル下がるのに、1メートルみて建てて、1.5メートル下がったら、そのままアウトになるんじゃないですかね。

#### 楠本危機管理政策課長

誤解のないように。全て情報は、大きくなるので不安になるので低くするというようなことは一切しておりません。全て最大という、大き過ぎると言われるくらい、最大ということで、モデルで出しております。それで、浸水という形でお示ししてますので、当然家を建てるのであれば、そこは、起こった場合にこれくらい浸水しますよっていうのをお示ししてございますし、(「長期浸水はしてないんですか」と言う者あり)長期浸水は、どこまでのシミュレーションか、何箇月もってっていうのは、あるんですけど、当然、浸水とい



うことで、地盤沈下も徳島では、高知ほどではないんですけど、当然、何十センチメートルというような地盤沈下は起こりますということで、対策として、国土交通省の、ポンプはどれぐらい持っているとか、そういうのも対策ということで、たしか委員長にもお話ししたと思うんですが、市町村担当者に対しても、沈降があると、まずは、津波の浸水がどれぐらいになるのかっていうので、避難するための高さということで、お示ししたのが、そういった浸水がどれぐらいになるか、避難施設をどのくらいの高さをするかということで、一番にお示ししたところでございますので、その点は誤解のないように、抑えるとかそういうのはなくて、最大ということで、避難していただくと。具体的には長期浸水に対する対応というところまで、市町村とも、具体的な対策、どれぐらいまで長期浸水するか、高知県辺りは、委員長おっしゃったように、そのままになるとか、いろんな話が出てますが、そここのところは、まだ、おっしゃるとおり、市町村の担当者と詰めて話をするというところまでは、まだ、いけてないのが現状ではございます。

#### 西沢委員長

最近、出てきましたよね、海岸線、どないするか。ちゃんと分けて海岸をどないするかやいうん、出てきましたよね。海岸保全基本計画。こんなんにも影響してこないんですか、議論として。ちゃうんですか。これ、徳島県全県これからどうしようかという基本計画ですよ。ほんで、この計画、今素案ですよ。これに対して、いつまでに意見を言うてくれとか、いうんがあるんでしょ。これ、いつまでに意見を言うてもらうんですか。それと、各市町村の意見はいつ聞くんですか。

#### 森河川振興課長

本県が今、改定作業を進めております海岸保全基本計画のスケジュールでございます。まず、パブリックコメントにつきましては、現在1か月間ということで、パブリックコメント、県民の方々からの、広く意見を伺うというような手続を進めてございまして、最終につきましては、3月7日でございます。それで、今後のスケジュールでございますけれども、今後県民の方々、あるいはこの議会での御議論などを踏まえまして、あるいは学識経験者の方々の御意見も伺った上で、修正作業にかかろうとしております。その修正作業の後、関係する市町の御意見、あるいは隣接いたします香川県、高知県のほうからも意見をお伺いいたしまして、改定作業を終わりたいと考えてございます。

#### 西沢委員長

これね、この前もらった中に、これも昨日見よったらあったんですね。今後のスケジュール。海岸保全基本計画、この前もらったでしょ。その基本計画、素案についてということで、今後のスケジュールというところがあるんですよ。2月6日から3月7日までパブリックコメントを実施。3月中旬、海岸保全基本計画検討会の開催。3月下旬、沿岸市町及び隣接県への意見照会、3月下旬ですよ。3月末、海岸保全基本計画の改定、決定で

すね。3月末決定ですね。このスケジュールの中で、今まで、私が言うた中で、今までそんな話をせんかって、ちゃんと話ができる、終われるんですか。まずは県民知らないですよ。パブリックコメントを実施したって、そんなの知らないですよ。ほんなんでもいいんですか。

#### 森河川振興課長

今委員長のほうから御質問があったのは、広域的地盤沈降量が反映されているのかどうかということでございます。今回の海岸保全基本計画におきましても、先ほど、危機管理部のほうから御説明がございましたけれども、我々がシミュレーションさせていただきましたのは、比較的頻度が高いということで、今後数十年間から、百数十年間に一度発生するような、いわゆるL1津波水位というものをまず、シミュレーションで出させていただきました。それに対しまして、今後の海岸保全施設、例えば、河川海岸の堤防でございます。そういうものをどうやって整備していくかというものの改定作業をしているものでございます。御質問の広域的地盤沈降量につきましては、先ほど申しましたL1津波水位の設定シミュレーションにおきまして、沈降あるいは隆起ということを反映させていただいて、それを加味した上で、このL1津波というのを算出させていただいておりますので、それにつきましては、今回のこの海岸保全基本計画の中に含まれていると、私のほうでは認識しております。

#### 西沢委員長

ということは、入っているから、県民は知らなくてもいい、市町村も余り知らなくていいという話になっていきますよ。そんな話は全くしてないんですから。そうちゃいますか。3月7日までパブリックコメントですよ。県民知りませんよ。私が言うまで、これ、表に出てなかったかも分かりませんよ。ほんな中で、県民に海岸をどうするんですかって聞いて、津波がこんなんですよ。それだけではないです。長期浸水のこともあるし。だから、何か解せないですね。これから20年30年の計画でしょう、対象期間。そんな中で、ここいらが、まず入らない、これから始めようというやつに、そういう考え方が入らないというのは、よく分かりません。部長どう思いますか。

#### 森河川振興課長

同じような答弁になるかもしれませんが、今回の海岸保全基本計画の策定におきましては、委員長のほうから御質問ございました、広域的地盤沈降量も含めまして、算定させていただきましたものでございますけれども、この海岸基本計画につきましては、今後20年から30年間におきまして、海岸をどうやって整備を進めていくかというものの、基本的な方向性を位置付けるものでございまして、その中におきましては、委員長のほうから御質問ございました、広域的地盤沈降であるとか、あるいはL1津波でございますけれども、津波の高さというものも総合的に勘案して算定させていただいたものでございます。

ので、それはこの中で、あくまでも施設をどうやって整備していくかということの、一つの材料として算出させていただいたということで、御理解願えたらと思います。

#### 西沢委員長

もう何遍言うても話は進みませんから、一応ね。スケジュールが決まって、このスケジュールを変えることはできんのでしょうか、来年度の関係で。だからもう、3月末までにこの基本計画を作らないかんのでしょうか。改定せなあかんのでしょうか。その時間リミットの中でどうするかという話になりますけども、だから、県民にこれを話して、それをどうこうやいう時間はないと思います、残念だけどね。でも、各市町村とこんな話をやっぱりちゃんとすべきじゃないのかな、そう思いますよ。市町村が、余りこのことに対して知らないっていうふうになると、やっぱりほんなんも含めて、大きな絵、小さな絵を描いていくべきだと私は思いますよ。各市町村の担当者が知らないまま、パーッと積み上がってええっとあとから言われたら大ごとになりますよ、逆に言うたら。ぜひ最低限、各市町村の担当者の方と話をし、まずは急いで、せないかんと思いますけども、話をしてほしい。それから、高知のほうでは長期浸水のことをちゃんとやっていますよね、それだけの会も立ち上げてほしいなと思います。いかがですかね。

#### 森河川振興課長

今後、海岸保全基本計画の改定作業を、進めるわけでございますけども、委員長のほうからお話ございましたけれども、各市町村への意見照会におきましては、委員長からお話ございました、広域的地盤沈降量のことなど、細かい数字につきましても、丁寧に御説明して、御理解いただくように努力してまいりたいと考えております。

#### 西沢委員長

できるだけね、丁寧な説明の中で、やっていかないかんんじゃないかなという気がします。

それから、さっき一番最初にお話ししてました毒ガスの問題。これはもう言うだけにしておきます。もう十数年前から私もこれ、一つ大きな材料として、徳島県に何遍も言うてきて、国のほうに上げました。残念ながら、国のほうは、その県から出したやつを全部カットで、戻ってきましたね。あの、3回ぐらいは出してもらいましたけども、残念ながら、受け取ってもらえませんでした。

そんな状態でしたけども、この数日前にテレビでもやりましたけども、やはり大変な問題が起こっていると。日本でもそうですけれども、バルト海なんかでも、いっぱい捨てられて、いまだにそれが生きとって、それで大変になっている。

前回は昭和の21年の8月と10月、まずは船を丸ごと沈めました。数千トン入れて、毒ガスをね。2回目の時は、その辺りでばらまきました。それが、684年の、白鳳地震のあの辺りです。でも、両方台風だったんです、8月も10月も。だから、大変な状態の中で作業

をして、一節によると、そのときの毒ガスが静岡まで流れていったという話もございます。だから、その辺り、真下じゃなくて、数千メートルの真下じゃなくて、その辺り、どこに毒ガスがあるか分からない。もうばらまき状態、何千トンも。そんな状態にあります。その2か月後ぐらいに来た昭和21年12月21日の昭和南海地震。その直後に来たんです、ばらまいた直後に。でもそのときは出てこなかった感じですね。でもあれから60年70年たって、海底で腐食してますよね。だから、それがどうなるか。ある程度浅い所だったら、その辺りでポコッとなって、どうなるか分かりません。

だからこそ、もし仮に出て来たときの対処のために、広島大学のほうで、そういう、ずっとその治療もやっていますので、そこら辺りの連絡をいつも取って、出て来たときはパッパとすると。また各市町村にも、定期的に、そんなときに出て来る可能性があるということを漁業組合を含めて、やっぱりそういう資料提供をしておく必要があるんじゃないかなということで、ずっと歴代何回もやってたんですね。やっぱり十何年もたって、皆さん方、多分知らない人ばかりだと思いますけれども、そういうことが、あり得るんだということを知ってほしいなと思います。そしてまた、できるだけ、そういう打てる手は打つといてほしいなと、まさかのときのために、ということを書いて終わります。

#### 西沢委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり1件となっております。請願第48号の3「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について理事者に説明を求めます。

#### 佐野教育長

①-1 各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成23年度末の約86パーセントから更に進捗し、平成24年度末では約91パーセントとなりました。国ではこれまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては、国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について、重点的に要望を行ってきたところ、平成25年度につきましても、当初予算において各市町村の要望に対応されたところです。

一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として、平成27年度末の県立学校耐震化率100パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成27年度まで実施するなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

①-2 津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒が、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルを全面改定し、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

西沢委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに、賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

#### 【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第48号の3

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度、最後の委員会でありますので、一言、御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、深くお礼申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、危機管理部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって、

審議に御協力を頂きましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程で表明されました委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

非常に、東京直下型地震とか富士山の爆発とか三連動地震とか、いろんな大きな問題が目の前に迫っているようでございますので、今後とも、委員を離れましても、皆様方よろしくお願いいたします。

### 三宅危機管理部長

出席いたしております各部局を代表して、一言、お礼を申し上げます。

西沢委員長、有持副委員長をはじめ、委員の皆様方には、各般にわたり大変有意義な御指導、ごべんたつを賜っております。誠にありがとうございました。

委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御提言、御意見、そして御指導の数々につきましては、しっかりと踏まえさせていただきまして、南海トラフ巨大地震をはじめとする防災対策の推進に、各部局一丸となって、全力で取り組んでまいる所存でございます。委員の皆様方には、今後とも変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なる御活躍、そして御健勝を心より御祈念申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### 西沢委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。（15時30分）